

## 厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
4	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援センターにおける食事提供方法についての施設内調理以外の方法への緩和	保健所における外部搬入については、5年以上前から特区等の活用によって取り組まれており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めたとしている。一方で、厚生労働省においては人口10万人規模に1ヶ所でも多く設置されており、厚生労働省では、児童発達支援センターへの搬入を認めている。また、児童発達支援センターへの搬入実績のある業者では、市を除くの人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターへの設置数は14件ほどとなっている。	保健所における外部搬入については、5年以上前から特区等の活用によって取り組まれており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めたとしている。一方で、厚生労働省においては人口10万人規模に1ヶ所でも多く設置されており、厚生労働省では、児童発達支援センターへの搬入を認めている。また、児童発達支援センターへの搬入実績のある業者では、市を除くの人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターへの設置数は14件ほどとなっている。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第17条	厚生労働省	神奈川県	北海道、静岡県、大坂井、岡山県、宮崎市	○本自治体における児童発達センターで、構造改革特区を活用した給食の外部搬入を導入して取り組まれており、児童発達支援センター内外には設置している。一方で、厚生労働省では、児童発達支援センターへの設置を認めていないことから可能であり、児童発達支援センターへの設置促進策としても有効と考えられる。ただし、給食設備を導入することを前提としている。また、給食設備を導入している施設基準の要件緩和については、特区活用施設の実態を検証して判断すべきである。	障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーの対応やさみ、つぶし等の二次調理などに多くの措置があることから、現状では、構造改革特区において実証事業を実施しない、全国展開の可否を議論しているところである。その経験を踏まえて対応を検討する。	なお、実証事業においては「アレルギー除去食の取り扱い」という命にかかるような重大な事案も生じている。	
27	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等における保育士の配置基準の緩和	保育所における施設の設備及び運営に関する基準に定められた年齢別保育士の人数及び年齢に応じて運営されるべき基準として、保育所等における保育士の配置基準について、年齢別に年齢が上がるにつれ、強制化がなされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和による保育者にとってゆとりのある保育休業期間の確保により、一時的活躍社会の実現に繋がる。	保育士配置については、児童の年齢が上がるにつれ、強制化がなされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和による保育者にとってゆとりのある保育休業期間の確保により、一時的活躍社会の実現に繋がる。	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条	内閣府、厚生労働省	長洲町	福島県、茨城県、知多郡、浜松市、新宮市、大村市	○本市において、年度途中の保育所入所は、4月末で終了させ4月に児童を入所させ復職している所例や、4月入所の場合は年始に年齢別保育士の配置基準により、年度途中の保育休業が年齢別に年齢によって異なる場合がある。	○保育所等における保育士の配置基準については、原則として年齢別保育士の配置基準であることから、児童の人数及び年齢に応じて最も影響が大きいのが、保育士の質等である。そのため、年齢別保育士の配置基準は、年齢別保育士の配置基準を定めることとともに、安定的な保育運営のため、児童の年齢基準日を年始の前日と同様の要件を附した上で外部搬入を認めてよいと考える。	○保育所等における保育士の配置基準については、原則として年齢別保育士の配置基準であることから、児童の人数及び年齢に応じて最も影響が大きいのが、保育士の質等である。そのため、年齢別保育士の配置基準は、年齢別保育士の配置基準を定めることとともに、安定的な保育運営のため、児童の年齢基準日を年始の前日と同様の要件を附した上で外部搬入を認めてよいと考える。	
38	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受け入れが増加している。当市では将來を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新設保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村での児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。一方で、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により、5年後には減少する見込みそのため、新設施設整備を進めることは困難か不合理的であり、待機児童が今後生ずる見込みである。この施設整備に対する見込みはもあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生するを得ない状況になってしまっている。	子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受け入れが増加している。当市では将來を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新設保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村での児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。一方で、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により、5年後には減少する見込みそのため、新設施設整備を進めることは困難か不合理的であり、待機児童が今後生ずる見込みである。この施設整備に対する見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生するを得ない状況になってしまっている。	○児童福祉法第45条第2項	内閣府、厚生労働省	須坂市	ひたちなか市、宇美町、新宮町	○近年増加傾向にある0、1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舎においては、保育室数の不足に起因する乳幼児室の面積不足が支障となっている。	○本省でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の確保が困難な現状においては、途中入所は困難といっている。	○本省でも待機児童は困難な現状である。満年齢での配置基準採用は、保育の質及び安全性の確保が困難な現状から検討が難しかったが、実証的な運用ができるのかが課題である。	○本省でも待機児童は困難な現状である。満年齢での配置基準採用は、保育の質及び安全性の確保が困難な現状から検討が難しかったが、実証的な運用ができるのかが課題である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料
○食の安全性の確保策については、十分に検討する必要があると考えるが、一方で、市町村における児童発達支援センターの設置は急務であることから、実証事業の検証に速やかに取り組まれることを要望す。	-	【静岡県】 ○児童発達支援センターの設置促進のため、前向きな検討をお願いしたい。	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限られるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は改めて「従うべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成せるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	＜外部搬入の導入（委託授権）にあたっての考え方＞ ○組合の外部搬入を行つて問題となるのは、外部搬入によって、アレルギー・体調不良時等一人ひとりの特性に合ったきめ細かな食事の選択や食育について、適切に対応できるかどうかである。そういう問題で最初に対処できる要件を定め、要件を満たす事業者であれば、外部搬入を認めてよいのではないか。	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答		
○ご指摘のとおり、保育士等の配置基準が実効的になることにより、公定価格の算定等についても、事業者の増加が想定されるが、保育施設管理者と協議した上で、検討しているため、保育事業者から同意が得られた場合であって、追加受け入れ用意数が少數かつ短期間に限りの場合だけでも、配慮の特例を公定価格へ影響させないと想われる場合は、当町において請求事務等が複雑になることについては、待機児童を発生させることなく、町民に安定した保育サービスを提供するため、やむを得ないと考えている。	-	○保育士等の勤務環境等については、本提案は待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、日々必要な保育士数は減少することはないが、退職を迫ることはないと考えられる。また、同時に事業者経営の不安定化についても、受け入れ年齢が3歳未満児であることや連携施設の確保が困難であること、地域性として、転居することなく一貫した保育の提供を通しての児童の成長を重視する町民も多いことなど、ニーズも見込めないことから、事業を引き受けさせていただける実施主体もいないため、現行の保育所を活用したいと考えている。	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限られるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は改めて「従うべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成せるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	＜構造改革特区の今後の議論スケジュールと全国展開の是非＞ ○保育所については平成16年度から、児童発達支援センターについては平成24年1月から(認定ごども園については平成27年から)、構造改革特区の特例措置が認められている等、特例措置が認められてから既に5年以上経過し、実施期間は十分経過しているといえるものもあり、外部搬入の全国展開について検討の余地があるのではないか。 ○仮に、全国展開が困難であり、引き続き構造改革特区において特例措置を講ずるという評価結果等ある場合でも、外部搬入を実施する際は、構造改革特区の実施方法や搬入方法、食育の方法や運営者の支援方法等、きめ細かな条件を定め、当該条件を満たす事業者に外部搬入を任せるとより仕組みを構築する必要があるのではないか。また、次回の評価を行う際には、外部搬入による効果や損害等が適切に把握できるよう実態調査を行う必要があるのではないか。	＜構造改革特区の今後の議論スケジュールと全国展開の是非＞ ○保育所については平成16年度から、児童発達支援センターについては平成24年1月から(認定ごども園については平成27年から)、構造改革特区の特例措置が認められている等、特例措置が認められてから既に5年以上経過し、実施期間は十分経過しているといえるものもあり、外部搬入の全国展開について検討の余地があるのではないか。 ○仮に、全国展開が困難であり、引き続き構造改革特区において特例措置を講ずるという評価結果等ある場合でも、外部搬入を実施する際は、構造改革特区の実施方法や搬入方法、食育の方法や運営者の支援方法等、きめ細かな条件を定め、当該条件を満たす事業者に外部搬入を任せるとより仕組みを構築する必要があるのではないか。また、次回の評価を行う際には、外部搬入による効果や損害等が適切に把握できるよう実態調査を行う必要があるのではないか。	＜今後の検討スケジュールについて＞ ○児童発達支援センターにおける外部搬入については、第1次ヒアリングにおいて前向きな御回答をいたしましたが、今後の具体的な検討スケジュールについてお示しいただきたい。	＜結論＞ ○上記で指摘した事項については、構造改革特区の評価・調査委員会においても議論を進められているが、当該委員会の検討任せにするのではなく、地方分権改革有識者会議に対しても、上記指摘への明確な回答を示し、早急に検討、結論いただきたい。	
○最低基準的重要性については十分承知はしているが、待機児童数は少なければ良いというのではなく、たとえ1人の待機児童であっても保育所に入所できるかできないかは保護者及び子どもの一生涯を左右する重要な問題である。この問題を解決するためにには、規制緩和も含めてありとあらゆる施策を総動員すべきと考える。	-	○当市においても保育ニーズを的確に捉えたうえで保育の受け皿整備を進めており、苦しい財政状況の中でも最後の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行ってきましたが、将来的に未就学児童が急速に減少する中で、さらに施設整備を進めることは将来負担を増加させる一因となることや施設整備を進めようとしても、短期的な需要への対応のため、新規開所などは難しい状況である。また、地方公共団体や、待機児童が地方都市部に集中する傾向があることや、保育施設は保育事業（保育）と育児（子育て）の利用可能時間帯では、全国一律の基準ではなく、当市では、保育施設は保育事業（保育）と育児（子育て）の利用可能時間が異なることから、地域性での交流保育や混合保育により個々の家庭の面接を確保することが可能であることがあり、保育の質を低下させずに待機児童を受け入れるために、地域の実情に応じて、面積の算定を柔軟に対応できるよう認めていただきたい。	-	【全国知事会】 保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができるなくなっている。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限られるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、「従うべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成せるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることがどうぞは、保育の質を担保できる限りではない。 ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れれない場合、待機児童が発生するおそれがある。 ②厚生省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ③保育の質の代替策(例) ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ②巡回支援指導員から適切な指導を受ける体制の確保 ③既存の保育補助者を保育士への配置基準よりも手厚く配置 ○特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響せざるは良いのではないか。 ※例えば、保育所等が利用定員20を超えて、児童を入所させた期間が2年間超過した場合、公定価格の乗除調整が行われていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施設」により、現時の待機児童問題を鑑み、超過期間が2年年度以内であれば、乗除調整されないこととなる。	○特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることがどうぞは、保育の質を担保できる限りではない。 ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れれない場合、待機児童が発生するおそれがある。 ②厚生省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ③保育の質の代替策(例) ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ②巡回支援指導員から適切な指導を受ける体制の確保 ③既存の保育補助者を保育士への配置基準よりも手厚く配置 ○特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響せざるは良いのではないか。 ※例えば、保育所等が利用定員20を超えて、児童を入所させた期間が2年間超過した場合、公定価格の乗除調整が行われていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施設」により、現時の待機児童問題を鑑み、超過期間が2年年度以内であれば、乗除調整されないこととなる。	○本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。現行の大都市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらぬのではないか。 ○認定ごども園は、「従うべき基準」から「標準」になる特例が設けられていがないが、直ちに認めるべきではないか。 ○特例は、待機児童の配置面積基準の緩和や求めるものとのおり、このようのことから、日々必要な保育士数を多くするよりしないので、問題を抱えることはないと指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れるとから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いではないか。 ○提案団体のよう、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育の実施主体を探してお見つけからない実態や、地域区分が駅近市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。	○地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないか。 ○提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一緒に活用できている。 このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。	

## 厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
258	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく前々年の待機児童数100人以上か前々年の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える。大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する	児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年4月1日政令第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める旨 ・地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める旨 ・地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める旨 ・地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める旨	内閣府、厚生労働省 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、宇美町	○面積基準の關係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。 ○特に保育室やほかの居室の面積基準について、まぶくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身とともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。 ○その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく、「標準」として合理的な理由がある範囲において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることが認められている。 ○従って、他の自治体が高額の土地の価格が高いために、待機児童の解消が進まない場合の一時的な特別措置であるという判断を踏まえれば、こ提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。 ○なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。			
223	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きょ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができない場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限らず、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として代替職員が認められる者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することができる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条	内閣府、文部科学省、厚生労働省 宇治市	ひたちなか市	○保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考える。 ○現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、彈力的な運用ができるのが望ましい。	○保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の待遇・安全・生活環境に直結しつつ、保育等の質等に深刻な影響が生じる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。 ○なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。		
259	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年6月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が複数規定され、保育所等の設置が因縁となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保するに多くの困難があるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にあります。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難くなっている。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する。	建築基準法第28条・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、大村市	○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。 ○現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。	既存建築物を保育所に用途変更しやすくすること等を目的に、採光に係る技術基準の合理化による。 ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化 ②土地利用の現況に応じた採光補正系数の算定制の導入 ③一体利用される複数居室の有效採光面積の計算方法の弾力化を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。		
257	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るために、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められていましたが、保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等者及び経験者を有すると認められた者の保育士数として算定できるよう同基準第56条及び第60条の改正を求める。	国の方針として「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	第95条、第96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が發揮されて児童の受け入れが困難、ひいては待機児童の解消につながる。 なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」「保育士の待遇改善」の見える化)に取り組むこととする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第56条及び96条認定こども園法	内閣府、厚生労働省 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、新宮町	○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。	○保育所等における保育士の配置基準については、利用者の待遇・安全・生活環境に直結しつつ、保育の質等に深刻な影響が生じる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものである。 ○よって、配置基準上必要な保育士を保育補助員である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のために保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配定は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。		

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
7	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにすることを求める。	後期高齢者医療保険料の徴収において、「介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額」が「年金支給額」の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外とされている。被保険者の利便性向上に資するとともに行政事務の簡素化及び後期高齢者医療保険料の確実な徴収につながる。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第1号、介護保険法施行令第42条	厚生労働省	小都市	酒田市、いわき市、ひたちなか市、文京区、川崎市、小松市、福井市、長野市、多治見市、焼津市、伊豆の国市、豊橋市、津島市、大津市、京都府、大阪市、松原市、田原本町、松江市、広島市、光市、山陽小野田市、徳島市、今治市、東温市、福岡市、飯塚市、田川市、五島市、熊本市、吉崎市、鹿児島市	○当市でも保険料の支払いが、例年年金から特別徴収への変更が生じても、引き続き特別徴収であると認識して滞納となる被保険者が発生している。本人が年金からの特別徴収を希望するのであるが、被保険者の利便性の向上、また確実な保険料の徴収のために普通徴収から年金特別徴収へ変更が可能となるよう求められる。そのため、特別徴収を希望する被保険者からの情報もあるが、普通徴収に切り替わったことこのような制度であることから、半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り替えす事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からの苦情が相次いでいるほか、納付忘れによる滞納が発生している。	○後期高齢者医療制度においては、市町村における保険料収納の確保と事務の効率化を図るために、原則保険料を年金から天引きする仕組み(特別徴収)を導入している。介護保険と同様に、年額1万円以上の年金を受取っている者を対象とし、また、年金額が過大にならないうえ、介護保険料と合わせた保険料の支障事例	各府省からの第1次回答	
13	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の要件の緩和	・児童福祉事業又は放課後児童支援員の要件が必要とされたり、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 ・現行の要件の範囲を中学校卒業者まで拡大する。 ・中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。 ○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の要件を修了しなければならない。 ○本市では、約1年間放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者(男性、30代)がおり、その者の勤務日によどもたが放課後児童クラブに行きたいうほど、子供から慕われて、リーダー的な業務も行っている。 家庭の事情で、高校を中途しており、素行が悪いわけではない。 高等学校の卒業資格を得るに、放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日あるため難しく、支援員としての資格がないため、長期間放課後児童クラブで働いたキャリアがあるのが、勤務を継続する唯一の理由である。 ○医師の立場から、放課後児童クラブの勤務が、中卒の者であっても、保育士の受講資格を認められたため、同様に既存の2年間の実務経験に上乗せする等により、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認められない。	・中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができるようにより、放課後児童支援員の確保に資する。 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	豊川市	秋田県、福島県、ひたちなか市、川越市、逗子市、磐田市、名古屋市、豊橋市、京都府、龜岡市、出雲市、倉敷市、淡路市、原岡市、徳島県、熊本県	○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ事例に該当する。放課後児童クラブ事例から放課後児童支援員認定資格の取得についての課題を挙げたが、取得には高等教習等の要件があるため、認定が豈然と認められなかつた。 ○クラウ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のみ、放課後児童支援員になることがないが、年齢を考慮すると高卒認定試験や保育士試験を受験するには負担が大きい。クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講が困難なかつた。支援員にはなれないが補助員として勤務可能な場合が少なかつた。補助員ではなく支援員を配置する必要がありシフト編成で支障を来すことであった。 ○本市においても、同様の支障事例があります。介護保険料は原則特別徴収であるのに、なぜ後期保険料はできないのか、金融機關へ支払いに出向くのは高齢者には大変などの苦情はあります。また、普通徴収では納付が滞らざる者であっても、特別徴収に変わると納付が進む現状にあります。保険料の収納率向上のためには制度改正の必要性を認めるものです。	提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していく。	

別添1

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
年金からの特別徴収額が過大にならないようにとの配慮は、年金額が低額である受給者の生活困窮を避けることを目的としていると考えられる。しかし、複数の年金を受給しており、十分に保険料、税の支払い能力がある被保険者については、年の年金の大半を占める額が特別徴収されてしまう。当該被保険者が受給している全額の年金からの特別徴収額が過大にはならない。今回の提案は、あくまで被保険者からの申立てにより、後期高齢者医療保険料の特別徴収を継続させるものなので、被保険者の意思を尊重したものになっている。 現行スケジュールでの対応については、被保険者からの申立てを年間通じて随時受け付け、毎年度の保険料本算定期までに申し立てる者は当年度から、本算定期間に合わなかつた者は翌年度から特別徴収できる制度とすればよい。苦情となる事例でも、毎年特別徴収と普通徴収を繰り返すことが原因となっているので、翌年度からの対応となつたとしても、十分意義があるものとなる。 また、後職位の住民税が特別徴収できなくなる場合がある点については、元々制度として住民税が保険料より後職位で設定されていること、2分の1を超えて後期高齢者医療保険料を特別徴収することになった結果住民税が特別徴収できなくなる者は少數であること、特別徴収継続の申立ての際に住民税が特別徴収されなくなる可能性があることを十分説明して被保険者の理解を得ることとすること、などを考慮すると問題ないと思われる。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
本件については、本市のみならず、追加共同提案団体の多くが、今後採用する職員に関する仮定の支障事例ではなく、今、現実的に高等学校を卒業していない職員が従事しているとの者の処遇に係る支障があり、頭を抱えている。 放課後児童健全育成事業に従事している職員のうち、高等学校を卒業していない者は、全国的にも割合は多くないかもしれないが、該当職員がいるクラブでは、この制度によってクラブの運営に大きな支障があり、何よりも該当職員及び周辺職員が、実績ではなく学歴によって区別されることに、大変辛い思いをしている。 関係者は、今回の地方分権改革に関する提案により、制度が変わることを大変期待しており、待ち望んでいる。 制度を変えることにより、該当職員にこれまでどおりクラブの中核として活躍していただき、ひいては放課後児童健全育成事業を安定的に実施するため、一刻も早い対応をお願いしたい。	-	【逗子市】 子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を持つ研修することと矛盾しないと考える。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研修を重ねてきた職員の存在を認めるべきと考える。 【鶴田市】 提案事項が推進されるよう適切かつ早急な検討を求める。 【出雲市】 本市の放課後児童クラブの保護者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力も有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講されることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。 本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の児童が在籍しており、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員を充てんするにあたり保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めさせていただきたい。 放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、實に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最高なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○実態把握の上、早期に検討していただきたい。	

1

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野										団体名	支障事例	
185	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業における職員の資格制限に関する規定の緩和	中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする	放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされおり、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を終了しなければならない。現行では、放課後児童支援員認定資格研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者、②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講の申請が認められていない。本市では企業が多く、昔から共働きの世帯が多いため、放課後児童クラブが制度化される前に一小学校の保護者会を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している者(女性、50代)が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることができず、実績がある指導員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるという相談があった。若者の中卒者であれば、高卒認定試験を受けられないが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受ける必要はないが、負担が大きい。	中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができる、放課後児童支援員の確保に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	半田市	秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡県、磐田市、豊橋市、京都市、龜岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、熊本県	○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかつた。 ○本市にも中卒者の中、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。 ○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者というだけ受講資格が認められず、本人的にはショックを受けている様子、現行では、平成32年3月31日まで支援の単位ごとに最低1人は放課後児童支援員を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するために、中卒者に一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けることができるよう受講資格を認めてしまい。 ○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者の中卒者がおり、長期間放課後児童クラブで勤務する子どもの支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となるのは、支援員雇用の確保方策にもつながる。 ○本市では、学校教育法による高等学校卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのではなく、職員の要件を定めた規定による1号を追加する。(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの。 ○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。 ○本市放課後児童支援員には中卒の支援員はいないので支障は生じていないが、支援員の確保策としては有効であると考えられる。 ○本県においても、平成28年度に、実際に中学校卒業者2名から放課後児童支援員認定資格研修の受講申込があった。 ○本市においても、放課後児童クラブに中卒者(高校中退)が勤務しており、どれだけ現場で経験を積んだとしても、放課後児童支援員認定資格研修を受講するための基礎資格を得られない実態があります。提案市が述べているように、経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を図るにあたって重要な実務経験がある場合に放課後児童クラブを運営するため必要となるため、中学校卒業者にも支援員研修の受講を認める必要性を感じます。 ○本市においても当該事業の拡充によるものにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があるとを考える補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提案にあるように保育士資格と同様に取り扱い、実務経験至上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考える。 ○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで主任支援員を務める者の中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能だと答えると、人材確保が困難なか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すことであった。 ○放課後児童支援員認定資格研修の受講には高等学校卒業者等の要件があるため、高等学校中退などにより中学校卒業者となっている者で、長年、放課後児童健全育成事業に従事してきた者は放課後児童支援員になることができず、実務経験が豊富な人材を活用することができない。	提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していただきたい。		
302	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること	中学校卒業者について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し	○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修を修了しなければならない。現行では、放課後児童支援員認定資格研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上放課後児童健全育成事業に従事したもの、②高等学校卒業者等であって、2年以上が2つ2,000時間程度放課後児童健全育成事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められない。本市の放課後児童クラブには中卒であり、放課後児童クラブで勤務している者がいるが、現行では放課後児童支援員として勤務することができない状況にある。当該者は、補助員として勤務しなければならないため、子どもに寄り添い高い指導力を發揮しているにも関わらず、放課後児童支援員としてカウントされないため、モチベーションが下がっており、放課後児童クラブで今後勤務を継続することが難しい。また、当該者がクラブにおいて主任支援員と同等の役割を担っているため、所属するクラブでは、平成32年度からの新規措置期間終了後に安定的な現場運営体制を保つことができるのか非常に不安視をしている。 ○放課後児童クラブは様々なバグラウンドを持つ子どもによっての居場所であり、放課後児童支援員には、子ども達の受け入れにあたり、資質や知識が必要とされるが、必要な知識については、資質向上研修の受講等により習得することは可能であり、放課後児童クラブで長年勤務し、経験を積んだ熱心な中卒程度の職員が、放課後児童支援員として活躍でき制度に見直すことで、放課後児童支援員を確保し、放課後児童クラブの運営を充実させることができる。	中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができる、放課後児童支援員の確保に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	出雲市	秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡県、磐田市、豊橋市、京都市、龜岡市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、都城市	○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで主任支援員を務める者の中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答する。人材確保が困難なか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すことであった。 ○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者の中卒者がおり、長期間放課後児童クラブがいるが、高等学校卒業者等の要件を取ったため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を図るために放課後児童クラブを運営するため必要となるため、中学校卒業者にも支援員研修の受講を認める必要性を感じます。 ○本市においても当該事業の拡充によるものにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があるとを考える補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提案にあるように保育士資格と同様に取り扱い、実務経験至上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考える。 ○本県において、従前から指揮員として勤務していた者の中に中学校卒業までの者が3人存在しており、平成27年度以降の資格要件により、放課後児童支援員としての勤務ができず、補助員としての従事又は放課後児童クラブでの勤務を辞す結果となつた。 ○放課後児童健全育成事業の拡充に伴い、年々、放課後児童支援員の確保は厳しくなりつつある。現在のところ本市では同様の事例はないが、様々な事情から高校進学をあきらめざるを得なかつた方に支援員として活躍できる道を開くことは、就労の機会提供と人材確保の観点から非常に有益であると考える。	提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していただきたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>放課後児童支援員は、子ども・子育て支援法施行後における放課後児童健全育成事業の質の向上のために、一定の水準を満たした者が従事できる職として設定されたものと考えているが、法施行以前からの指導員に対しても放課後児童支援員になることができる配慮された制度であるべきと考えている。長年、放課後児童クラブに勤務し、ヘアランの職員となつた者が、学歴により放課後児童支援員になれないのは、これまでの労功に報いることができないの）、従前の制度との格差をなくして、一定の勤務年数と勤務時間の実績により、放課後児童支援員に至るための放課後児童支援員認定資格研修の受講資格を早期に付与すべきであると考える。また、このような措置を取ることは、国の進める放課後児童支援員の確保にも資するものと考える。</p>	-	<p>【逗子市】 子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歷については従事経験を持って研修することと矛盾しないと考える。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研修を重ねてきた職員の存在を認めるべきと考える。 【静岡県】 現在の水準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員（その一人を監督者、補助員をもってこれに代えることができる。）を配置することとなっていたため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中途であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい。 【磐田市】 提案事項が推進されるよう適切かつ早急な検討を求める。 【出雲市】 ○本市の放課後児童クラブの指導者の中心には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守り力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。 ○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができるおらず、4年生以上を中心で待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員の人員不足により保育ニーズを満たせない状況にある。待機児童解消のためには、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に組み入れていただきたい。 ○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、其に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべき基準へ移行すべきである旨の 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		○実態把握の上、早期に検討していただきたい。	
<p>○本市の放課後児童クラブの指導者の中心には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守り力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。 ○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができるおらず、4年生以上を中心で待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員の人員不足により保育ニーズを満たせない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めさせていただきたい。 ○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	-	<p>【静岡県】 現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員（その一人を監督者、補助員をもってこれに代えることができる。）を配置することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中途であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	-		○実態把握の上、早期に検討していただきたい。		

## 厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
104	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブの配置数の緩和	中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。	○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公的施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される。○中山間地域では、全校児童数が非常に少數の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設があるが、利用登録者は1名のみである。○児童扶養事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用している。○現在は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。○中山間地域は豪雪地域で、冬場別の地域に活動して放課後児童クラブを利用するには、放課後に子どもをスクールバスで移動させ、知らない子と一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子は、その地域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少數でも、放課後児童クラブを継続してきたい。 ○しかしながら、現行制度では、1人の子どもに放課後児童支援員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。	中山間地域をはじめとして、少子化が進行している地域において、小規模な放課後児童クラブの実施が可能となり、地域の実情を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機予定の解消に貢献する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	岐阜県、本巣市	庄原市、沖縄県	○現行制度では児童1人が利用した場合に2人配置しなければならない。本市では地域柄土曜日の利用者数は平日に比べて極端に少なく1日の利用者数が10人を下回る施設がいくつある。支援員の確保が難しい状況で土曜に午前と午後で4人の支援員を配置することは支援員ばかりの負担を強いいる状況にある。 ○本巣市でも中山間地域に少人数の児童が利用する児童クラブがあり、支援員2名の配置に苦慮している。 ○本県は島嶼県であり、沖縄本島以外にも離島が多いある。特に離島地域においては、児童数の少ない学校が存在し、放課後児童クラブのニーズはあるものの、職員の配置基準等から実施が困難となっている実情がある。中山間地域に加え、離島地域などにおいて、放課後児童支援員の配置基準を緩和することで、放課後児童クラブの実施が可能となり、よりきめ細かい福祉サービスの提供が可能となる。	こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができるとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考える。	
105	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携により放課後児童クラブを実施可能とする。	本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少ない放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。 放課後児童クラブの実施に必要な職員は、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有を確保は非常に厳しい状況にある。 現行では、放課後児童クラブ1単位に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条5項で、利用者が20人未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 また、利用者1人未満で一定数いる場合においても、学校等近接して施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 なお、当市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	少子化が進行している過疎地域においても、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができる。 地域の実態を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機予定の解消に貢献する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	厚生労働省	岐阜県、中津川市	-	-	こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができるとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考える。	
303	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。 放課後児童支援員は、平成27年4月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市町村でクラブあたり平均17人しか受講できていない(平成29年4月30日現在)。放課後児童クラブの需要が年々増加しており、長時間開所を求めるニーズが多い現状を鑑みると、平成31年度までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。 児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に1万5千人いる。4134人いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資するために児童厚生員資格取得を推奨する者がおり、児童厚生員資格を得取した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。 児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者に対して、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に對し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達の理解、子どもの遊びや保護者との連携や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するに必要な知識をカバーしている。 「放課後児童健全育成事業に関するQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修カリキュラム」に係るQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等質疑応答等において受講した場合に、認定資格研修の受講料が免除される旨を受講料の免除範囲に含めるとみなすことができるとしているが、厚生労働省の事務連絡では、放課後児童支援員として従事するに必要な知識を網羅していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考える。 児童厚生員の資格所有者が放課後児童支援員としての資格を認める等、資格要件の緩和を行なうことで、働き方改革実行計画に定められている「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。	放課後児童支援員が不足している地域で、既存の有資格者を活用した放課後児童クラブの実施が可能となり、放課後児童クラブの受け皿の確保及び待機予定の解消に貢献する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	出雲市	ひたちなか市、豊橋市、高松市、北九州市、宮崎市	○児童厚生員の放課後児童支援員認定研修については、貴市ご指摘のとおり、必要な知識を網羅していると考えられ、免除を検討すべきと考える。 ○「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に、当該研修を受講すれば、放課後児童支援員として勤務することができる。しかししながら、過去に1回研修を受けた者には、2回目以降の研修に受講せざるよう呼びかけていた。しかし今後も、過去に2回研修を受けた者には、3回目以降の研修に受講せざるよう呼びかけていた。しかしながら、過去に3回研修を受けた者には、4回目以降の研修に受講せざるよう呼びかけていた。本市の受講枠も限度枠が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成31年度から認定資格研修を受講せざりし放課後児童支援員を基準どおり配置し、運営できるのかが課題である。 ○本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。	放課後児童支援員研修と児童厚生員研修は同一のものではなく、受講を免除することは困難と考える。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
放課後児童健全育成事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設は本市の場合、小学校ですが、小学校の教職員等は、平日は勤務時間が17時までであり、放課後児童クラブの開設時間（18時）と勤務時間が一致しないこと、夏休みなどの長期休暇では人員が不足し放課後児童クラブとの連携体制を取ることが難しいことから、本市が左記を適用することはできません。なお、緊急時には近隣に消防署、交番、市役所支所があり、それらの施設との調整で十分対応可能であると考えます。	-	-	-	<p>【全国知事会】      「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべき基準へ移行すべきである。      「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。      なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】      提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。      ・地方部の小規模な放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限られたものである。      ・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。</p>	
今回の提案は、回答にある「同一敷地内で業務するなかで対応できる部分」だけでは問題の解消につながらないという切実な現場の声を受けたものであり、質の確保を前提としたうえで、近接する人の資本の活用や時間帯による利用者数の増減への柔軟な対応などにより、所期の目的である「まち・ひと・しごと創生総合戦略の子ども・子育て支援の充実」を進めるものである。 放課後児童クラブの入材不足は、子どもが少ない小規模な放課後児童クラブだけでなく、放課後児童クラブが必要な地域でも生じているが、現行の制度で、新設等が困難な地域でも、子育て支援の充実」を進めるものである。 放課後児童クラブの入材不足は、子どもが少ない放課後児童クラブだけでなく、放課後児童クラブのニーズが高く、新設等が必要な地域でも生じているが、現行の制度で、新設等が困難な放課後児童健全育成事業所に限られている。 また、質の担保措置が「同一敷地内にあらゆる事業所、施設等の職務を業務する」ことでしか認められないため、同一敷地内に施設がないケースでは活用できない。 放課後児童クラブと近接した小学校や市の出先機関との連携や巡回支援を行う放課後児童支援員を配置する、利用者数が少ない時間帯に限り、放課後児童支援員の配置数を緩和するといった方法により、質の担保は可能である。 支援員の確保が大変厳しい状況はさらに深刻さを増しており、一定要件の下で基準緩和の選択肢を増やす、あるいは地域の実情と責任によって市町村が基準を定めることができるよう再度、検討をお願いするものである。	-	-	-	<p>【全国知事会】      「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべき基準へ移行すべきである。      「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。      なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】      提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。      ・地方部の小規模な放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限られたものである。      ・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。</p>	
○児童厚生員の認定資格については、放課後支援員認定資格研修とカリキュラムが類似しており、放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしているものである。また、認定資格研修の科目と同等以上の内容を質質向上研修等で受講している場合には、認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるとしているため、放課後児童支援員研修と児童厚生員研修が同一内容でなくとも受講免除することは可能であると考えています。これにあわせて、新たな課題等に対応するための知識を習得したり、スキルアップのための研修を定期的に受講することでより、資質の向上を図ることは可能と思われるため、サービスの質の低下にはつながらないと考えられます。 ○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上上の受入れができるおらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、放課後児童支援員としての資質を持つ者を活躍できる制度にしていただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】      「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべき基準へ移行すべきである。      「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】      提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○認定資格研修と児童厚生員研修の内容は類似しており、子どもの発達の理解、保護者との連携や安全対策など、放課後児童支援員として従事するために必要な知識が含まれているため、認定資格研修創設当時の経緯や児童厚生員研修の内容等を踏まえて、検討していただきたい。</p>	

## 厚生労働省 再検討要請

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも待遇が低く、確保が困難な状況である。また、放課後子供教室のある学習アドバイザーは、教諭を目指す大学生や地元で活動している各種々分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人の確保に困っている。現在は1月1回体制として実施しているが、両事業の人員の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができる。厚生労働省は、放課後子供教室を組合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約17か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点での調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、354か所であり、一體的な取組みを進めることで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされている。放課後児童クラブの職員配置人員は、原則2人で放課後児童支援員を配置することとしており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業者等の業務と併用である。現行では、放課後児童クラブと放課後子供教室を併設して実施する際の職員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。現行では、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされている。放課後児童クラブの職員配置人員は、原則2人で放課後児童支援員を配置することとしており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業者等の業務と併用である。現行では、放課後児童クラブと放課後子供教室を併設して実施する際の職員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 ○平成28年4月30日厚生労働省令第63号 ○放課後子ども教室推進事業実施要綱	文部科学省、厚生労働省 長洲町	-	-	実現は困難。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全、安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。		
161	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」の廃止又は参照すべき基準に見直すこと	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参照すべき基準に見直すこと	1. 背景 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要について、「従うべき基準」は、厚生省、平成31年度末までに30万人分の追加的な皿整備を進め、児童に対する社会的立場ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国の施策にも沿うものである。 2. 人員資格基準 人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、放課後児童支援員として勤務付けることによって、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。 3. 人員配置基準 人員配置基準についても、児童に対する社会的立場ができる環境を整備することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。厚生省は、平成28年度から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)」、放課後児童支援員等研修事業実施要綱 4. 潜在的待機児童の問題 昨年の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年5月末時点では過去最多の約109万人。待機児童は過去最多の約17万人とされているが、待機児童数には待機枠に既に定めた数がある。利用者数は、待機枠を既に超過する児童が増加している。また、放課後児童クラブの数は増加しているにも関わらず、待機児童が増加しており、待機児童のある市町村は全体の約1割の1%となっている。 女性の就業率の向上による新制度の導入により、保育サービスの利用のハードルが低下了したため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童は増加している。これを受けて市町村は待機枠を解消する時期について、当時の予定を2年延長して2020年度までとする方針を表明したところであるが、放課後児童クラブにても、保育サービスを利用する児童が増加後、利用希望の流入人で待機児童が増加する懸念がある。 5. まとめ 全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する課題は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長等に対応できない。 また、これらの見直しに当たっても、質と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異ならない。 保育所等の待機児童の行く先は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、緊密の課題となる。昨年の「待機児童解消に向けた急急的に対する施設について」「ニホン・億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「育てて安心プラン」が発表されるとともに、子育て支援費を5分の1に踏み込み、抜本的な基準の見直し(「従うべき基準」を廃止)又は参照すべき基準(「見直し」)を行うべきである。	放課後児童クラブの受け皿整備を加速化させ、待機児童の解消に貢献するとともに、児童にとって安全な放課後の居場所を確保することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。 1. 背景 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要について、「従うべき基準」は、厚生省、平成31年度末までに30万人分の追加的な皿整備を進め、児童に対する社会的立場ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国の施策にも沿うものである。 2. 人員資格基準 人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、放課後児童支援員として勤務付けることによって、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。厚生省は、平成28年度から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)」、放課後児童支援員等研修事業実施要綱 3. 人員配置基準 人員配置基準についても、児童に対する社会的立場ができる環境を整備することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。厚生省は、平成28年度から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)」、放課後児童支援員等研修事業実施要綱 4. 潜在的待機児童の問題 昨年の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年5月末時点では過去最多の約109万人。待機児童は過去最多の約17万人とされているが、待機児童数には待機枠に既に定めた数がある。利用者数は、待機枠を既に超過する児童が増加している。また、放課後児童クラブの数は増加しているにも関わらず、待機児童が増加しており、待機児童のある市町村は全体の約1割の1%となっている。 女性の就業率の向上による新制度の導入により、保育サービスの利用のハードルが低下了したため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童は増加している。これを受けて市町村は待機枠を解消する時期について、当時の予定を2年延長して2020年度までとする方針を表明したところであるが、放課後児童クラブにても、保育サービスを利用する児童が増加後、利用希望の流入人で待機児童が増加する懸念がある。 5. まとめ 全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する課題は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長等に対応できない。 また、これらの見直しに当たっても、質と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異ならない。 保育所等の待機児童の行く先は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、緊密の課題となる。昨年の「待機児童解消に向けた急急的に対する施設について」「ニホン・億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「育てて安心プラン」が発表されるとともに、子育て支援費を5分の1に踏み込み、抜本的な基準の見直し(「従うべき基準」を廃止)又は参照すべき基準(「見直し」)を行うべきである。	児童福祉法第34条の8 ○平成27年度以降、「放課後児童支援員認定資格研修」を未受講の新規採用職員や保育園等からのお勧めの研修員等研修用職員として研修会(放課後児童クラブ)に配属することができないくなる。 ○その他の研修用職員等研修用職員として研修会(放課後児童クラブ)に配属することができない。 ○地域の特色を活かした放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その中で、地方における放課後児童クラブの運営を行うことで、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うことができる。 ○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業のみならず質の確保も同様に進めていることが保護者から望まれていること認識している。放課後児童支援員の員数は、少なくとも、子どもの安全性の確保から不可欠であり、また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握すること、さらに一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員のさらなる処遇改善につなげていくものである。これらは、放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全ての放課後児童クラブで行われることが必要であり、提案の実現は困難である。このため、厚生労働省としては①研修の支援、②平成29年度予算における支援員の処遇改善を行っている。 なお、加えて、当該基準を議論する際、地方自治体の担当部局にも十分意見を聽いた上で、策定しているものである。	厚生労働省 旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡県、伊豆の国市、豊橋市、島根県、奈良県、福井県、群馬県、栃木県、茨城県、北海道、熊本県、宮崎市 全国知事会、全国市長会、全国市長会、全国町村会	平成27年から施行された子ども・子育て新制度においては、保育や放課後児童クラブに関して、量の拡充のみならず質の確保も同様に進められており、双方を合わせて進めていることが保護者から望まれていること認識している。放課後児童支援員の員数は、少なくとも、子どもの安全性の確保から不可欠であり、また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握すること、さらに一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員のさらなる処遇改善につなげていくものである。これらは、放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全ての放課後児童クラブで行われることが必要であり、提案の実現は困難である。このため、厚生労働省としては①研修の支援、②平成29年度予算における支援員の処遇改善を行っている。				

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという現行基準は維持したままで、放課後子供教室と一緒に型の場合には、両事業の職員の支援が得られるとしている。職員配置を求めるものである。現行で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施することとされおり、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、利用児童数がおむね40名以下の場合、放課後児童支援員等を2名配置することとされる。同時に、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員計2名で、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員計2名である。また、両事業の利用児童数が合計3名以下の場合に、放課後児童支援員2名だけなく、両事業兼学習アドバイザー1名の計3名がいなければ、安全性が確保できないといふのは不合理ではないか。放課後子供教室と一緒に型で運営する場合に、支援を要する子どもを受け入れる機会が増加しており、職員を2名配置した方が現状では加配できない状況にある。提案の実現により、効率的な配置ができる。その分の人材を加配が必要なクラブに配置する等、人材を効率的に配置し、人材不足の現状を開拓することができるよう考える。また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分担を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は保たれると考える。	-	「[全国知事会]「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 [全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 [全国町村会] 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○放課後児童クラブは、利用者がおむね40人以下の場合、放課後児童支援員等を2人配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員2人で実施することができるのではないか。 ○放課後児童クラブは、利用者がおむね40人以下の場合、放課後児童支援員等を2人配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員2人で実施することができるのではないか。	各府省からの第2次回答					
○地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、「義務付け・捺付ける見直し」とは、サービス水準の切下げでも、地方自治体に施策の許容ではない。国が全国一律に決定して、地方自治体に義務付けたいため、施設等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改めるべきであり、各地域において、その地域の実情に応じて、改めるべきである。最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を是正するものである」とされている。 ○また、施設・公物設置管理の基準を自治体の条例に準ずる場合、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の余地を設けるべき」であり、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の余地を設けるべき」である。放課後児童クラブについては、制度導入後2年が経過していることや地方自治体から多くの提案がされてきていることから踏まえるべきである。 ○言うまでもなく、「従うべき基準」とすることは、地方自治体の裁量・議論の余地がないものとして規制するものである。「放課後児童クラブの質を確保する」という観点では、「従うべき基準」とする理由としては不十分であり、納得できるものではない。 ○元々、放課後児童クラブは、国が以前から地方自治体がそれぞれ独自でサービスを提供してきたものであり、それらの状況等を踏まえて平成27年に放課後児童健全育成事業の制度が開始されたものであるが、国が「従うべき基準」を制定したことにより、現場の状況に併せた柔軟な対応ができないなど、地方自治体の裁量がないことによる。 ○安全確保の方法等についても、現後のニーズの拡大に対してこのままでは対応できないのではないかとの懸念も大きい。 ○なお、放課後児童クラブについて、児童の安全確保や他の施設の確保が必要である点及び現在の施設や周辺環境、立地場所等において多種多様な全国の放課後児童クラブ全てに一律で適用していること、具体的な事例は、実際に国が新たに定めた基準に基づいて調整を行なってから浮かび上がってきた問題点である。 ○基準の廃止又は参照化により、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能となれば、住民のニーズに対応した柔軟な方法により住民サービスが提供されることとなる。 ○また、「従うべき基準」が廃止又は参照化された場合でも、住民を代表する議会により運営基準等が議論された上で、条例で定められるものであり当該自治体にとって柔軟なサービスが確保される。 ○県の拠点とともに、児童の安全確保の方向性は、地方も同じである。児童の安全は、保護者の望みであるとともに、地方自治体の当然の責務である。地方自治体は、施設の設置・運営の責任者として児童の安全を確保しつつ、安定的に事業を継続する方策について検討するものであり、また、現場の各種の創意工夫により、放課後児童クラブのサービス水準の向上等にもつながっていくものと考えている。 ○厚生労働省においても、放課後児童クラブを必要とする全ての子ども、保護者のニーズに真正面に向き合い、量と質の両面を保障するとともに、より良いサービスの提供をしようとする地方自治体の提案に対し、改めて明確かつ迅速な対応を強く求める。	-	【静岡県】一定のレベルを備えた支援員の必要性は当然のことであるが、現状の基準では高卒以上でなければ、放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められない。中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められないのであれば、研修の受講資格要件に係る基準について、参照すべき基準とするなど、各自治体の判断で必要な人材が必要な講習を受講できるようにしていただきたい。 ○また、施設・公物設置管理の基準を自治体の条例に準ずる場合、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の余地を設けるべき」であり、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の余地を設けるべき」である。放課後児童クラブについては、制度導入後2年が経過していることや地方自治体から多くの提案がされてきていることから踏まえるべきである。 ○言うまでもなく、「従うべき基準」とすることは、地方自治体の裁量・議論の余地がないものとして規制するものである。「放課後児童クラブの質を確保する」という観点では、「従うべき基準」とする理由としては不十分であり、納得できるものではない。 ○元々、放課後児童クラブは、国が以前から地方自治体がそれぞれ独自でサービスを提供してきたものであり、それらの状況等を踏まえて平成27年に放課後児童健全育成事業の制度が開始されたものであるが、国が「従うべき基準」を制定したことにより、現場の状況に併せた柔軟な対応ができないなど、地方自治体の裁量がないことによる。 ○安全確保の方法等についても、現後のニーズの拡大に対してこのままでは対応できないのではないかとの懸念も大きい。 ○なお、放課後児童クラブについて、児童の安全確保や他の施設の確保が必要である点及び現在の施設や周辺環境、立地場所等において多種多様な全国の放課後児童クラブ全てに一律で適用していること、具体的な事例は、実際に国が新たに定めた基準に基づいて調整を行なってから浮かび上がってきた問題点である。 ○基準の廃止又は参照化により、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能となれば、住民のニーズに対応した柔軟な方法により住民サービスが提供されることとなる。 ○また、「従うべき基準」が廃止又は参照化された場合でも、住民を代表する議会により運営基準等が議論された上で、条例で定められるものであり当該自治体にとって柔軟なサービスが確保される。 ○県の拠点とともに、児童の安全確保の方向性は、地方も同じである。児童の安全は、保護者の望みであるとともに、地方自治体の当然の責務である。地方自治体は、施設の設置・運営の責任者として児童の安全を確保しつつ、安定的に事業を継続する方策について検討するものであり、また、現場の各種の創意工夫により、放課後児童クラブのサービス水準の向上等にもつながっていくものと考えている。 ○厚生労働省においても、放課後児童クラブを必要とする全ての子ども、保護者のニーズに真正面に向き合い、量と質の両面を保障するとともに、より良いサービスの提供をしようとする地方自治体の提案に対し、改めて明確かつ迅速な対応を強く求める。	【全国知事会】「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 [全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 [全国町村会] 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○従うべき基準の制定に起因した、放課後児童クラブの人材不足が全国的な強い要請となっていることを真摯に受け止め、従うべき基準の見直しを直ちに検討していただきたい ○放課後児童クラブにおける児童1人あたりの面積基準1.65m <sup>2</sup> については、クラブ全体の25%で、基準を満たしていないという実態を考慮し、参照すべき基準とされた経緯がある。放課後児童支援員不足の実態を踏まえ、人員配置基準、人員資格基準についても同様に、実態に配慮した検討があつて然るべきである。 ○小学校の複式学級では、複数の異なる年齢児に対し、教職員1人を配置することとされている。放課後児童クラブについても、同様に、プログラムの工夫等によって、放課後児童支援員1人で質を担保したサービスの提供が可能ではないか。 ○放課後児童クラブについても、同様に、プログラムの工夫等によって、放課後児童支援員1人で質を担保したサービスの提供が可能ではないか。	各府省からの第2次回答				

厚生労働省 再検討要請

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									支障事例			
											団体名	支障事例		
16	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	通所介護のサービスと通所型サービスAを同一事業所において実施する場合における定員の基準の緩和	通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)の通所型サービスAの利用定員は別に定めることとされている。そのため、それぞれのサービス利用者の状態が変化したことを受け、もう一方のサービスに変更をせざるを得ない状況が改善されるとともに、事業所の利用者数の増加にもつながるため、通所型サービスAの普及及び事業所の安定的な運営に資する。 ※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様に定員の基準を緩和する。	通所介護等と通所型サービスAの定員数を合算して定められるようになることで、利用者の状態変化による定員超過の恐れがなくなり、利用者が事業所の変更をせざるを得ない状況が改善されるとともに、事業所の利用者数の増加にもつながるため、通所型サービスAの普及及び事業所の安定的な運営に資する。 また、変更届の作成・提出・受理に係る事が大幅に削減されるため、通所型サービスAの実施に伴う事務負担が減る。 また、別々に定員を定めているため、サービス利用の変更の際の変更届の作成・提出・受理に係る事務が煩雑になっている。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドイン」についてのQ&A(平成27年8月19日版)問12	厚生労働省	狛江市	ひたちなか市、田谷区、渋谷区、原市	○介護人材の不足、多様な住民ニーズに応えるため、従来の介護予防通所介護に加え、多様なサービス展開が必要と考える。 住民どおののサービスへの利用の拡大を図ることは重要だが、自主的な活動のため、住民への周知理解が必要で、時間が必要とする。 そのため、現状では、今まで要支援者のサービス提供を行っていた介護事業者が引き続きサービスの担当手となるっている。 一方、介護人材の不足、経営事業の上限枠の不足、総合事業の上限枠の不足、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい環境が必要と考える。 本提案はその一つと考えられ、本提案を含め、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい基準の緩和が必要と考える。 ○今後、高齢者の自立支援を促す取組を行う上で、通所型サービスAの利用者を不可欠であり、より事業者が参入しやすくなり、安定的な運営を確保できる基準に改正する必要があると考えられる。 ○通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、別に定員を定め、その定員に対し人員配置をしなければならない。 別に定員を定める際、面積要件も満たさなければならぬため、小規模事業所の場合、通所介護の定員に対する面積を除いた残り面積がわずかで、通所型サービスAの定員が少人数となる。少人数に対し、別に介護職員を配置しなければならぬため、事業所の負担感が強く、通所型サービスAの実施が進まない状況がある。通所介護等と通所型サービスAの利用者を合算できるものとして定員を定めることができれば、通所型サービスAの実施が容易となり、状況変化により通所型サービスAの対象者となつた利用者が、事業所を変更しなければならない事態とならず、継続的な支援が行える。	Oサービスの利用対象者や提供されるサービス内容が異なるため、保険給付である通所介護と、総合事業の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の定員については、別に設定すべきである。 O御指摘のように要介護度の変更時に支障がでている事例があることは認識しているが、ご提案の内容については、自治体、事業所の実態や変更した場合の影響などを踏まえて検討する必要があると考えている。			
22	B 地方に対する規制緩和	その他	水道法に基づく給水区域の縮小による許可基準の明確化	水道法において、区域内から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費用を要する地域が給水区域から上水道管の新設または施設の増設に膨大な費用がかかることが想定されても、拒否することができないと定められている。そこで、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を求める。	山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費用を要する地域が給水区域から上水道管の新設または施設の増設に膨大な費用がかかることが想定されても、拒否することができないと定められている。その後、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の簡易装置3,000万円(ランニングコストは別途)を新設する計画がある。	水道法	厚生労働省	豊田市	北海道、徳島県	○水道法第15条第1項の給水義務との関係で、なかなか難しい問題であるが、水道経営の問題も関係することから、水道法に基づく給水区域縮小による許可基準の明確化も必要である。 ○本団体では、給水区域が広大で水道管延長が長いことから、水道施設の建設費や維持管理費が他の都道府県と比で割高となっている。給水区域縮小による許可基準の明確化が図られることは、全国に比べ、過疎化が進み、地域の人口が大きく減少することが予想される中、これまでの事業計画や給水区域の見直しを容易にし、水道事業の基盤強化を促進するものと認識している。	O水道事業者が給水区域を縮小する場合とは、その事業の一部を廃止することであるが、水道法(昭和32年法律第177号)以下「法」とい)、第11条(事業の休止及び廃止)の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その事業の一部を廃止し給水区域を縮小することが可能である。 O許可の要件や申請手続について、法令上詳細は規定されており、水道事業を休止又は廃止後の当該地域の他の手段による水の獲得見込み等を勘案して総合的に判断することとしている。 O平成28年1月に厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会において取りまとめられた報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化に関する実証研究」において、人口減少社会において水道事業者等は、給水体制を適切な規模に見直すことが重要であるとされ、国は給水区域の縮小等制度運用の改善などの具体的な措置を検討すべきとされている。 Oこれを受けて、厚生労働省として、第193回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、法第1条の事業の休止及び廃止の許可に関する具体的な手続を厚生労働省令で定めることを明確化した。 O以後、法律案の早期審議、成立に向け努力するとともに、同法律案に委託された省令において、水道事業の一部又は全部の休廃止に係る許可基準及び申請手続の明確化を図ることをしたい。			
31	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所の見直し	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること	【支障事例】 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業である。 要素を緩和することにより、子どもの預かりの制度の隙間で困っている保護者のニーズを満たすことができるとともに、地域に開かれた場での預かりを行うことで、より地域におけるえらいの輪が広がることが期待される。 【制度改正の必要性】 当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の差違障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない、預かりの時間の柔軟性といった観点から、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようにする必要がある。 会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた場所で預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができますとともに、会員の預かりの確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省	高知県	盛岡市、ひたちなか市、大阪府、箕面市、箕面市、宇美町、新宮町、都城市	○援助会員が少なく、遠方から支援せざるを得ない地域があり、遠方の援助会員の自宅へ通れるところが現状ではなく、依頼会員の自宅での預かりには抵抗感があるため、当該地域で借り上げた施設での預かりが可能となる。利用が促進される。 ○ファミリー・サポート・センター事業は、提供会員の自宅での預かりが原則になっているが、利用会員の中には、自宅での預かりに不安や抵抗があるために、利用が難しくなることがあります。 ○援助会員においても、自宅を提供することなく困難な場合があり、公共施設等での預かりを希望する声が出ていている。保護者のニーズは柔軟化しており、それも柔軟に対応できる体制づくりが必要であると考える。預かり場所を公共施設等に柔軟に対応すれば、提供可能な会員が増え、利用会員も安心して預けることができる。 ○本市のファミリー・サポート・センター事業においては、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う例が、平成28年度実績でおむね2割程度(60件)となっており、自宅で子どもを預かるところに抵抗や不安がある会員の預かり場所として大きな役割を果たしている。センターが借り上げた施設での実施を不可とした場合、減少傾向にある提供会員がさらに減るおそれがある。 ○本市においては、依頼会員、協力会員ともに、会員宅での預かりに不安や抵抗を訴える声が多くあります。子どもが協力会員の物品を落としたときに心配するところや、子育て家庭の援助活動をしてきたときに心配するところや、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、当該不安の解消及び援助を行う会員の確保が求められる。 また、本市においては、援助を受ける会員から「希望する地域で援助を受けられない子どもを預かる場所が原則として援助を行なう会員となるところ、当該地域で援助を行なう会員がない」との苦情を受けることもあります。ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、実質的な援助拡大となるところとなると考える。 ○現在のところ、本市では自宅での預かりが原則としているが、今後、利用の拡大へ向けて施設を活用した預かりについて検討する必要もあると考えていることから、自宅以外の預かりについて柔軟に対応して欲しい。 ○市でも同様に、依頼会員、協力会員ともに、会員宅での預かりに不安や抵抗を訴える声が多くあります。子どもが協力会員の物品を落としたときに心配するところや、子育て家庭の援助活動をしてきたときに心配するところや、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、実質的な援助拡大となるところとなると考える。 ○現在のところ、本市では自宅での預かりが原則としているが、今後、利用の拡大へ向けて施設を活用した預かりについて検討する必要もあると考えていることから、自宅以外の預かりについて柔軟に対応して欲しい。 ○平成27年度より事業を開始したが、自宅での預かりに限られた制度のため、預かりを希望する会員は増加傾向であるが、預かる側の会員数が伸び悩んでいる状況にある。伸び悩んでいる要因の一つとして研修受講が負担になると感じ、預かる場所も原則会員自宅となり、支援事例のとおり多動性の児童であれば、自宅預かりに難色を示す会員も予想できる。また、地域における育児の相互援助活動推進及び多様なニーズへの対応を事業目的に掲げており、見直し又は緩和することでの事業の目的に資するものと考えられる。 ○自宅での預かりに対する安心感を認めることが、事業の運営に重要な要素である。 ○多動性の発達障害があるケースについて、物損事故及び衝突事故等のリスクが高く、援助会員の受け入れが進まない。また、利用会員もそのことを理由に、利用を遠慮してしまう。 ○こだわりや地環境の変化に対する対応として、自宅外の預かりを認めることは必要な事項の今後の実用的拡大を図ることでも預かり場所の制限について緩和が必要。 ○多動性の発達障害があるケースについて、物損事故及び衝突事故等のリスクが高く、援助会員の受け入れが進まない。また、利用会員もそのことを理由に、利用を遠慮してしまう。 ○ごだわりや地環境の変化に対する対応として、自宅外の預かりを認めることは必要な事項の今後の実用的拡大を図ることでも預かり場所の制限について緩和が必要。 ○提供会員が子どもの特性を理解でき、子どもの信頼関係もできるため、提供会員の自宅での利用へと繋がっていくことが期待できる。	当該事業は、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員をマッチングする相互援助活動支援事業であり、預かり場所は原則援助を行なう会員の自宅としている。ただし、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであることに留意いただきたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料
○支障事例を踏まえた上で、適切な措置をご検討いただきたい。	-	【世田谷区】 ○指定居宅介護サービスと指定介護予防サービスは一体的運営が可能であり、また第1号通所事業者(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る)がおいても同様に一体的運営が可能となる通所型サービスA(緩和した形によるサービス)との事業者と上記の指定介護予防通所介護に相当するものの事業者と同じ、要支援1・2・事業対象者があるため、運営者が可能ではないかと考える。また、サービス内容についても、今まで尼尾介護サービスと介護予防サービスとして異なるサービスの一体運営を認めていた状況から同様に考える。 ○全ての緩和した基準によるサービスとの一体運営は難しいかもしれないが、基準緩和をしても一休運営として認められる範囲を定め、その範囲であれば一体運営を認めることは可能ではないかと考える。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	-	○第1次ヒアリングにおいて、権限から、許可基準の明確化が図られた際、許認可手続の具体化・明文化を求める意見があつたに対し、厚生労働省からは、水道事業の休廃止に係る基準・手続を概観できる解説等を準備するという趣旨の発言があつたところである。 ○については、厚生労働省において今後の水道法施行規則の整備と併せ、提案団体の提案趣旨を踏まえ、当該解説等の作成に向けて、引き続き、検討を進めていただきたい。	-		
○他の支障事例としては、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&Aにおいて、定員超過減算の取扱いについても、それが定員を超過した場合に算定するとなっているため、変更届の提出差延により減算が適用されるおそれがある。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	○現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子ども預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設の預かりを一切禁止すると障害者や児童に対する特徴によることで、施設で子どもの預かりを行う場合は対象外」となったものである。 ○保護者が利用しやすいようにして、自宅での預かりについて、提供員や依頼員から不安の声が多くあつていていることから、公共施設で預かりを行うこと、会員の不安が解消され、制度の利用が促進されることを期待されるため、公的な場所等（例えば公民館や地域の集いの場）での預かりができるることを明示する等、要綱を直していくいただきたい。また、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で会員がある場合は、常自宅以外での預かりを行うことになるため、自宅での預かりを原則とすることについても、併せて見直していただきたい。	-		
現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子ども預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設の預かりを一切禁止すると障害者や児童に対する特徴によることで、施設で子どもの預かりを行う場合は対象外」となったものである。 特に、この文言によると、会員の不安が解消され、制度の利用が促進されることを期待されるため、公的な場所等（例えば公民館や地域の集いの場）での預かりができるることを明示する等、要綱を直していくいただきたい。また、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で会員がある場合は、常自宅以外での預かりを行うことになるため、自宅での預かりを原則とすることについても、併せて見直していただきたい。	-	【盛岡市】 厚生労働省見解は、「施設での預かりも可能である」としているが、子育て援助活動支援事業（セイリ・サポート・センター事業）実施要綱の改正により「センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設の預かりを一切禁止している」と解釈されるため、早期に要綱を改正していただきたい。 ○活動に慣れない間の自宅での預かりについて、提供員や依頼員から不安の声が多くあつていていることから、公共施設で預かりを行うこと、会員の不安が解消され、制度の利用が促進されることを期待されるため、公的な場所等（例えば公民館や地域の集いの場）での預かりができるることを明示する等、要綱を直していくいただきたい。また、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で会員がある場合は、常自宅以外での預かりを行うことになるため、自宅での預かりを原則とすることについても、併せて見直していただきたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	○現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子ども預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設の預かりを一切禁止している」と解釈されるため、早期に要綱を改正していただきたい。 ○活動に慣れない間の自宅での預かりについて、提供員や依頼員から不安の声が多くあつていていることから、公共施設で預かりを行うこと、会員の不安が解消され、制度の利用が促進されることを期待されるため、公的な場所等（例えば公民館や地域の集いの場）での預かりができるることを明示する等、要綱を直していくいただきたい。	-		

## 厚生労働省 再検討要請

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野								団体名	支障事例	
89	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し	地方の実情に応じ、会員数50人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること	【支障事例】 事業(ファミリー・サポート・センター事業)については、50人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにも関わらず、事業開始時に50人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数挙げられている。 【現状】 市町村単独で会員数50人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業を実施することができることとされているが、市町村の面積が広く、他の自治体とのアクセスが悪い場合等に、実際に稼働できる提供会員は同一市町村内に限られるため、合同で実施するメリットが乏しく、本県では、平成16年に高知市で開設されてから、平成28年に佐川町で開設されるまで、県内では実施市町村が「市のみ」という状況で続いている。 【制度改正の必要性】 ファミリー・サポート・センター事業を実施している高知市の実情を基に、県内の人口が少ない市町村で予測される会員数を算出すると、15人程度であり、実際に活動している依頼会員と提供会員の比率は3.2となっている。県内では、会員50人未満の場合に高知版ファミリー・サポート・センター事業を県単独で実用で実施しているが、おむね10人程度登録会員がいなければ体制を確保することができると考えている。 昨年高知版ファミリー・サポート・センターを開設した香南市についても、会員数が50人未満でも問題なく会員の依頼に対応し、センターの運営が実施できている。 登録人数要件を見直すことにより、小規模自治体においても、ファミリー・サポート・センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになる。	ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業であり、子育てしながら働いている方への心強いサポートに応じるなどともに、地域での支え合いが広がることも期待される事業である。会員要件を緩和することにより、規模の小さな自治体においても、センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになることが期待される。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省 高知県	福島県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県	○本県は平成27年11月、国の基準である会員数50名以上を満たすセンターの整備が県下全域で完了したが、近隣の市町村による合同実施など、県下24市町村に対して13センターでカバーしている。小規模での実施が可能になれば、多様なニーズによりきめ細かく対応できるようになると見える。 ○利用会員50人未満では国庫の補助が受けられないが、広域で実施すると移動距離や移動時間の面から、利用者の不便さが増すという支障が生じる。 ○会員数の要件により、国庫補助の対象となるないものの、市単独の事業としてファミリー・サポート・センターと同内容の事業を実施している自治体があることから、自治体の規模等地域の実情に応じて運営には同調する。 ○現在は削除されているが、当県においても過去に会員が集まらず、補助を受けられない自治体があった。 ○本県においても、3町において会員数が50人未満であり、単町責等で事業を実施しているケースであります。また、会員の数が50人未満の事業を対象とした独自事業を展開しているが、財源の確保に苦慮しております。要件の緩和が望まれます。 ○要件が緩和されることにより、近隣市町村との合同実施が困難な離島市町村においても、地域のニーズに応じた事業の実施が可能となり、子育て支援の充実を図ることができます。 ○本県内市町村では類似の活動を行っている民間団体があるが、会員数が支障となり、制度実施に至っていない。地域の子育て援助活動の確実な支援のために会員数の規制緩和は重要である。	当該事業は、地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立して、会員間の相互援助活動を実施するものである。そのため、援助のニーズとニーズに対応できる体制があることを前提に、交付要綱において、会員数区分ごとに基準額を定めており、その下限を会員数50人～99人としているが、まずは実態を把握してまいりたい。	
33	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの共同実施	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの共同実施による会員数要件の見直し	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、それらの基準について、基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市内児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準を同時に満たす人員を確保することは困難である。そのため、放課後等デイサービスを実施する際は、児童発達支援事業を実施できない。  既往の人員、設備でも、基準を満たすことができるようになり、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの同時実施が可能となる。その結果、より長い時間、児童、児童を受け入れることができ、障害児支援の充実が図られる。	児童福祉法第21条の5 の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に關する基準 第5条(従業者の員数) 第10条(設備基準)	厚生労働省 雲南省	港区	○現在事例はないが、港区でも事業者とも増加傾向である。共働き世帯の増加等から児童発達支援の実施時間については、夕方の療育が需要が見込まれたため、放課後デイサービスとの共同実施は、今後ニーズが高まると考える。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に關する基準第80条～第82条において、多機能型事業所の特例を規定している。これにより、現状においても、「制度改正の効果」にあけられている児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの同時実施が可能となっている。		
34	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	サテライト事業所における業務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し	人昌等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できることよう、サテライト事業所における業務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していくが止ることなく、雲南省付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまった。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な教育の場」たる児童発達支援事業が行われていないため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。 そのため要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方方が地域の実態に適合していないことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いています。 具体的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することができない現状があります。また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員の合計によることとされており、上記のよう本体事業所と同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が動かず、事業者にとっては厳しい算定となっている。 以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町のような人員等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、 ○ 本体事業所との連携により、サテライト事業所において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、業務可能な職員等の明示または、 ○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。	児童福祉法第21条の5 の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に關する基準 第5条(従業者の員数)	厚生労働省 雲南省	—	—	提案自治体の「サテライト事業所」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人、員、設備及び運営に関する基準第8条に規定する從たる事業所のことであると思われるが、主たる事業所と從たる事業所は1つの事業所であるため業務という概念がなく、提案の業務可能な職員の明示は不可能である。また、1つの事業所であることから定員を主たる事業所と從たる事業所で合算することは不合理ではない。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
高知県では、会員数が50人未満の小規模なセンターを「高知版ファミリーサポートセンター」として県単独費用で補助を実施しているところであるが、会員数が50人未満のセンターでも、依頼会員からの申請に応えられなかつたケースはなく、ニーズに対応できていない状況にある。地方には民間の子育てサービスが乏しく、サービスの選択肢が少ない。柔軟な子育て支援制度あるファミリーサポートセンターは地方でも必要とされており、早急に検討いただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○実態調査の結果を踏まえて、地方自治体の実情に応じた運用ができるよう、弾力的な要件を早期に検討していただきたい。また、検討の具体的なスケジュールについても、明らかにしていただきたい。	
○本市を含む雲南地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、児童通所支援サービスが必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないとや職員確保が求められる状況である。○本市では、福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等10件に定められている。児童発達支援事業と放課後等デイサービスの2事業を実施している従業員10人の多機能型事業所がある。○多機能型事業所に配置される従業者についての業務を専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置される従業者間での業務を可能としたものである。とされているが、業務ができることが示されているだけではなく、具体的に可能な配置が分かりにくく、本市では、各事業所それぞれで職員配置が必要なものと考え、人員不足のため、事業の時間帯を分ける等（午前中：児童発達支援、午後：放課後等デイサービス）の対応を行っていた事例が生じている。○事業者等の誤解を招かないよう、留意事項通知で明示していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限られるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全國一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 なお、各府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、各府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。		
○本市を含む雲南地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、特に本市南部の近隣町村には、児童通所支援サービスが必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないとや職員確保が極めて困難な状況であるため、単独事業所を設置できる環境ではなく、やむなく地域の中心である本市に所在する事業所を本体事業所とし、周辺市町村にサテライト事業所を設置している。 ○ところが、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第8条に規定する従事する事業所の人員配置について、従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうち1人以上は常勤且つ専従の者でなければならないとの要件がある上、その地特的の要因から本体事業所による通所・補完が難しく、児童への直接支援を専門的に行う医療士等の他、児童発達支援管理責任者をサテライト事業所にて置かなければ、個別支援計画を作成、保護者や家庭支援、保育所や医療機関等との連携等のマネジメント支援があるため、児童発達支援事業者の配置を必要な実情で利用者が少教である場合の、児童を負担せめて重く、事業経営が困難な状況となり、当該サテライト事業所も閉鎖せざるを得ない状況となつた。 ○閉所した閉所には、今もなお利用を希望する児童等が存在し、十分なサービスを提供できなくなってしまったことを本市及び周辺市町村も深刻に受け止め、本体事業所とサテライト事業所の連携が困難な場合に、職員配置などどのようにすれば事業経営が可能か検討したが、解決策が見いだせない状況である。 せめて、 ① 本市所在地域のようなケースでも、サテライト事業所の運営が可能となるよう、サテライト事業所の運営負担の軽減策の提案（利用人数や事業所の利用頻度に応じて、従事する事業所の「常勤且つ専従の従業者」要件を緩和する等） ② (1)が困難な場合、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第12号）において、「主たる事業所」と「従事する事業所」の利用定員を合算する取り扱いを見直し、従事する事業所単位での利用定員に基づく運営単価の算定とする。又は、小規模事業所の運営が可能となるよう、運営単価を引き上げる。 等の位置づけを検討いただきたい。 ○いすゞ自動車は、本地区的対象児童の発達支援に大きな影響が生じていること、及び、小規模事業所も、サテライト事業所でさえも事業継続が困難である地域性をご勘案頂き、本地域でも都市部等と同様に、運く当該福祉サービスの受給権を、子ども達に保障できるよう、上記提案を含め何らかの措置をお願いしたい。	-	-	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限られるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全國一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案団体との間で十分確認を行なうべきである。		

## 厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	規制法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
36	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認定事務は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、認定に関する事務は市町村が行つており、認定と権限に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。 事務処理特例制度は、あまり特例であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真的地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。 これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。 一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によれば、市の考え方方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務の位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、愛知県、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県	○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移することにより、地域の実情を反映した認可事務を行ふことができる。 ○本市も、同様の経緯があり、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。 ○本市では、子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園にあらわす手法（施設の統廃合や民間運営等）を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移することを計画的に進めている。 ○窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少するほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。 ○一方で、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。 ○窓口が一本化されることで、事業者の負担が減少するほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。 ○認可外保育施設の運営事業者が保育所が認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可外保育施設の運営事業者が認定申請書類の提出により、中核市に対する認可外保育施設の運営事業者が保育所が認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可外保育施設の運営事業者が保育所が認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可が得られるが、県による認定こども園の認可は得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する認定申請者の児童が当該施設を利用できないなる可能性がある。 特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○現在、認可外施設から地方裁量認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市や県の実情に合わせて指針を行い、ある程度決まりした上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市からの方が多い場合は、現に認可外施設から地方裁量認定こども園への移行を検討していることから、現に認可外施設から地方裁量認定こども園への移行を検討している場合、認可外保育施設の運営事業者が認定申請者の意向を希望する際に、中核市における保育所認可が得られないが、現に認可外保育施設を利用する認定申請者の児童が当該施設を利用できないなる可能性がある。 ○施設の認可者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行つたり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、中核市とともに負担が大きくなっている。認定こども園の認可者へ向けて、一義的な相談窓口が不明確であり、真摯な対応を怠る傾向にある。 ○施設の認可者と認定こども園の認定権者が異なるため、認定権者が認定こども園への認定権限と特定教育・保育施設の認定権限が異なる場合、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指導事務の整理合せの事務が必要になつていて。 ○本市では、具体的な認定こども園の認定基準等はないが、指導のとおり、中核市において認定こども園の類型によって「認可・認定権限」が分かれていることから、制度改正が必要と考える。 ○幼保連携型とほぼ同様の認定基準等になっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所（幼稚園）からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市長会における検討を注視していく。	
253	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の中核市への移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	幼保連携型認定こども園の認可権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊田市、愛知県、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県	○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一括して扱うことができない。 ○中核市に対する認可外保育施設の運営事業者が保育所が認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可外保育施設の運営事業者が保育所が認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可が得られるが、県による認定こども園の認可は得られないといいうケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する認定申請者の児童が当該施設を利用できないなる可能性がある。 ○認定の権限と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行つたり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市とともに負担が大きくなっている。 ○認定こども園の認定権者が特定教育・保育施設の認定権者が異なるため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指導事務の整理合せの事務が必要になつていて。 ○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。 ○指定都市と同様に中核市に対して認定事務を移譲し、類型に沿らず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考える。 ○幼保連携型とほぼ同様の認定基準等になっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所（幼稚園）からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市長会における検討を注視していく。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	
早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	

厚生労働省 再検討要請

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
事務処理については、現状においても公費負担医療の利用の有無に問わらず、負担限度額認定証を発行(義務される内容は区分ア～オのいずれか)しているため、特別な事務処理が増えるものではなく、対応可能である。医療機関、国保連合会、社会保険診療支払基金へ難病医療及び小児慢性特定疾患と同様の請求をするよう周知徹底することが必要となるだけである。 また、保険者の理解については、社会保障制度の根柢に關わる他法優先の考え方及び必ず、より多くの公費が投入される結果となっている制度の是正という趣旨から、理解を求めていくべきものと考える。 現行の運用を継続することは、大きな税負担を国民全体に強いるものであり、社会保障制度の長期的な健全運営のため、早期に改善することが求められるものと考える。	-	【豊田市】 全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することとした場合、当該の事務負担の軽減を図ることができる。しかし、その実現のために公費医療担当課との調整が必要であり、また公費医療担当課においては受給者証の様式や記載内容、発行時期の見直しなどが追加業務として予想される。	-	【全国知事会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、公費負担、事務処理を悩み、総合的に検討すること。		
ご指摘のとおり、公平性の観点から、自己負担限度額の設定のための所得状況の確認を一年毎に行う必要があることは理解しているが、これについては、個人番号（マイナンバー）を活用した情報連携等により対応できるのではないかと考えている。 核酸アノログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生涯にわたって継続しなければならない現状を踏まえ、医師の診断書等の提出を求め認定協議会の協議を経た認定を毎年行われなければならないが、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議にお詣りいただきたい。 また、今後の検討スケジュールの見直しの提示及び検討状況の逐次報告をお願いする。	-	-	-	【全国知事会】 提案の趣旨は尊重するが、認定の期間を検討するに当たっては、以下の点について留意が必要である。 (理由) ① 医療費を公費で負担していることから、定期的な更新手続は必要と考える。 ② 定期的に更新手続を行うことは、患者に定期的な受診・検査を促すことになり、重症化予防につながる。有効期間が長期となった場合、却つて病状悪化の発見が遅れることも想定され、患者の不利益になる。 ③ 平成28年度から更新申請の際に、血液検査の結果と薬が処方されていることがわかる資料の両方を以て診断書に代えができるようになり、患者負担は軽減された。 ④ 有効期間が長期となった場合、自己負担額の決定の問題が生じる（当初の課税年額で決定した自己負担額が、途中で変わっても確認できない）。		

厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野								支障事例				
										団体名	支障事例			
48	A 権限移譲	医療・福祉	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務の国から都道府県への移譲	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。	【現状】毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物劇物製造(輸入)業に係る登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととしている。 ・原生労働大臣 ・原体の製造(輸入)を行う業者 (都道府県知事) ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う業者 なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。  【支障事例】 ・厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べ1か月程度多くの時間がかかる。 ・原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請が寄せられている。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、福岡県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	【効果】都道府県から地方厚生局への進達や地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等がなくなることで、事務処理期間の短縮が図られ、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者の利便性を高めることができる。	毒物及び劇物取締法 第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省	九州地方知事会	福岡県提案分	福島県、滋賀県、徳島県	○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒物劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益を超えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、國が行う事務に応対するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時における対応及び事務取扱い状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有する。 これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも提案県と同様であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できることが望ましいと考える。 ○当県においても、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があったケースがあった(特に、登録変更申請について)。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、國が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体(100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い)は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体を超えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、國が行う事務に応対するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時における対応及び事務取扱い状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報を把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。	
39	A 権限移譲	医療・福祉	原体製造業者及び原体輸入業者等に係る事務権限の移譲	原体及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新及び変更届出等が定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されてしまう。  【所掌事務】 ・厚生労働省 索法第4条第1項 ・原体の製造を行う製造業者 ・原体の輸入を行う輸入業者 ・都道府県知事 索法第36条の7 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う輸入業者	毒物及び劇物取締法 第4条第1項・第2項、第9条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省	栃木県	福島県、滋賀県、徳島県、宮崎県、沖縄県	○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒物劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益を超えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、國が行う事務に応対するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時における対応及び事務取扱い状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報を把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。					
50	A 権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する監査権限の道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されますが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等含む。)への監査指導は事務連絡によって道府県が行なっており、二重指導が懸念されています。 また、道府県の場合は、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市市長においても管内区役所等への積極的な指導・研修をするところです。 さらに、道府県の場合は、認定事務を行なう市長の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行なった上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであるところから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市市長が内部監査を行なう方が監査手続としての整合性が図られる。	【効果】区役所での認定事務に係る監査を市役所本課が実施することで、行政の効率化が図られ、地域の自立性が高められる。 【懸念の解消策】指定都市が行なう認定事務については、国の監査指導の対象であるため、国による実施状況の把握が可能である。	特別児童扶養手当認定事務等に係る監査を市役所本課が実施することで、行政の効率化が図られ、地域の自立性が高められる。 ・熊本県では、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市市長においても管内区役所等への積極的な指導・研修をするところです。 また、道府県の場合は、認定事務を行なう市長の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行なった上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであるところから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市市長が内部監査を行なう方が監査手続としての整合性が図られる。	特別児童扶養手当認定事務等に係る監査を市役所本課が実施することで、行政の効率化が図られ、地域の自立性が高められる。 ・熊本県では、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市市長においても管内区役所等への積極的な指導・研修をするところです。 また、道府県の場合は、認定事務を行なう市長の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行なった上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであるところから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市市長が内部監査を行なう方が監査手続としての整合性が図られる。	厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、新潟県、静岡県	○市町村(政令市を含む)への指揮監査は国、県で行っている。本県政令市は認定事務を区役所に委託していないため、現在支拂となる事例はないが、今後市役所本課から区役所に認定事務を委託した場合は効率性の観点から市役所本課が監査を実施することが望ましい。 ○区役所の負担軽減と行政の効率化が図られる。	平成27年度に特別児童扶養手当認定事務等の道府県へ移譲した際に、引き継ぎ道府県が指定都市(本庁、区役所等)を監査することとしていたが、認定事務等の移譲から2年が経過したことから指定都市による内部監査で足りると考えられるため、道府県の指定都市に対する監査を解除し、指定都市の区役所等への監査・研修については指定都市の本庁が行なうこととする。 なお、指定都市に対しては、国から通知及び事務連絡により、監査担当職員の資質の向上、統一的監査指導監査の実施をお願いする。
51	A 権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されましたが、指定都市が行なった処分に対する審査請求先是事務連絡において道府県が行なっており、手続が煩雑になっている。 また、熊本県では審査に必要な資料の収集等に相当の時間を要している。 特別児童扶養手当の支給に関する法律第27条では、「都道府県知事のした特別児童扶養手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事が審査請求をすることができる。」と規定され、処分が審査請求先とされているところであるが、認定都市については、県と同様の認定事務を行なっているにも関わらず、その取扱いが異なっている状況。	【効果】認定申請と審査請求の窓口を一本化することにより、住民の煩雑さ、分かりにくさが解消され、指定都市の受給者の利便性が高まるとともに、行政の効率化や事務処理期間の短縮が図られる。 【懸念の解消策】審査員制度や第三者機関の設置により公平性は担保される。	特別児童扶養手当の支給に関する法律 第27条、特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市の権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)	厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、静岡県、大阪府	○現在、政令市の処分に係る審査請求の実績はないが、審査にかかる資料の収集や手続きの煩雑さの観点から処分行である政令市が審査請求先となることが望ましい。	法定受託事務に関する審査請求の取扱いを定めた地方自治法第255条の第1項の規定においては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事が行なう処分については大臣に対して、それぞれ審査請求を行なつとされる。 特別児童扶養手当に関する事務は法定受託事務であることから、基本的には、地方自治法の規定が適用されるが、特別児童扶養手当の支給に関する法律(以下「法」という。)第27条の規定において、都道府県知事が行なう処分に係る審査請求については、都道府県知事に審査請求することができるところである。この規定は、都道府県知事による不利益処分を受けた者が、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができるよう、救済機会の確保の観点から特例的に設けられたものである。(特別児童扶養手当制度は国が定めた認定基準に基づき、各都道府県知事が定めた認定基準が適用されるところから、処分行に係るわざ、最終的には厚生労働大臣が行なうことが必要である。)	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○化物質の中に対する毒性が強いものを毒物劇物として指定しており、原体のみ毒物劇物に指定されているものであれば、製剤であってもリスクが高いものであり、原体の製造（輸入）業のみを国の事業とする必要性はないと考える。そもそも、製剤の製造（輸入）、原体の製造（輸入）にかかわらず、現地調査は都道府県が実施している。	-	【福島県】 ①該当なし ②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からのお達し及び地方厚生局からの交付に係る期間（概ね7～10日間）が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながると考える。 ③品目追加による登録変更申請等の際、立入調査の日程調整や登録までの事務処理経過の説明の時に、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。（昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。） 以上のことから、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。	-	【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。 なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。	○ 大都市部の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。	
○甚大な災害等が発生した場合であっても、毒物劇物監視指導指針に従い、厚生労働省へ通報・報告を行っており、かつ、厚生労働省及び自治体間の緊急連絡先を共有されており、情報の把握を可能とする組織体制は構築されていると考える。	-					
○そもそも、製剤の製造（輸入）か原体の製造（輸入）かの違いにより、申請書等のあて先や手数料の納付方法が異なるなど、事業者にとって、分かりにくい制度となっていることが問題である。都道府県に登録の権限を一元化することにより、事業者にとって分かりやすい制度となり、国が積極的に取り組んでいる申請者側の行政手続きコストが削減できる。また、少なくとも、地方厚生局での事務処理期間を短縮することができる。	-					
○都道府県には、申請者から、いつ登録されるのかとの問合せが寄せられており、その際には、原体の製造（輸入）業については地方厚生局において登録票を作成する等の法制度に関する説明を行った上で、すでに副申請書を添えて厚生省に対して進呈を行っていること、厚生省から登録票が届き次第連絡する旨を告げて対応しているところである。	-					
○本提案に至った理由としては、登録事務に係る国の標準事務処理期間が60日と設定されているため、製造（輸入）業の登録申請を行おうとする事業者は営業開始予定期の60日前に申請や現地調査のための準備を行わなければならず、これらの期間を見越した手続が負担になつてゐるためである。また、権限移譲されることで都道府県から国（地方厚生局）への副本、進呈に係る郵送期間分を短縮することができるため、事務権限の移譲による効果（事務処理期間の短縮）は得られるものと考える。	-	【福島県】 ①該当なし ②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からのお達し及び地方厚生局からの交付に係る期間（概ね7～10日間）が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながると考える。 ③品目追加による登録変更申請等の際、立入調査の日程調整や登録までの事務処理経過の説明の時に、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。（昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。） 以上のことから、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。	-	【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。 なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。	○ 大都市部の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。	
○以上のことから、早急に都道府県における実態の把握に努め、事務権限の移譲を実現していただきたい。	-					
○なお、本県においては毒物又は劇物に係る事故等の発生時にはこれまで国や近隣の都県等に迅速に情報を提供しているところであるが、権限移譲に際しては、事故等発生時の国と都道府県の役割や対応を明確化する必要がある。また、移管事務の取扱いについても国と都道府県間の情報共有の仕組みや都道府県が保管すべき資料及び移管を受ける資料等について、整理する必要があると考える。	-					
早期の実現をお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 指定都市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。		
本提案は、行政の効率化や事務処理期間の短縮を目的とした提案であることから、「救済機会の確保」及び「厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保」の観点ではなく、「住民の利便性の向上・行政の効率化」の観点で再度検討をお願いしたい。 管理番号52「生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の都道府県から指定都市への移譲」においては、「都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が譲りられている中核市（以下「指定都市等」という。）の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討」するとの回答がなされており、同様の取扱いをお願いしたい。 なお、指定都市を審査請求先とすることに際し、現行の都道府県知事の裁決に不服がある場合と同様の取扱いとなるよう、特別児童扶養手当法に厚生労働大臣に対して再審査請求を行ふことができる旨を規定することにより、救済機会の確保及び厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保は担保されると考える。	-	-	-	【全国知事会】 提案の趣旨を踏まえ適切に検討すべき。 【全国市長会】 慎重に検討されたい。		

## 厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提来団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
186	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当受給者	児童扶養手当受給者が公的年金給付を遅延して受給し、公的年金給付額が児童扶養手当額よりも多くなる場合、児童扶養手当受給者によっても手当返還額と公的年金給付額との差額を支給する場合、公的年金給付の支給額を清算した上で公的年金給付金を支給することで、手当返還額の納入手続きの負担を軽減することができる。	○公的年金給付を遅延して受給する場合、児童扶養手当の返還額が数十万円～百万円となる場合があり、本市では5世帯、手当返還額約300万円が未納の場合と多くなる。また、公的年金給付が支給されても浪費等により児童扶養手当の返還額と公的年金給付額との差額を清算する場合、公的年金給付額と公的年金給付の支給額とを清算した上で公的年金給付金を支給することで、手当返還額の納入手続きの負担を軽減することができる。	児童扶養手当法第3条及び第13条の2 児童扶養手当法施行令第6条の3及び4	厚生労働省	奥州市	福島県、郡山市、群馬県、川崎市、平塚市、厚木市、海老名市、新潟市、大垣市、多治見市、静岡県、沼津市、磐田市、豊橋市、春日井市、城陽市、箕面市、伊丹市、出雲市、山形県、喜多方市、福島県、猪苗代町、高松市、飯塚市、春日市、春日井市、熊本県、宮崎市、延岡市、鹿児島県	○障害年金受給にかかる返納金発生は、当市においても多数事例があるが、債務承認書をとり、納付書を提出しても全く納付されない者や、催告しても未だに返納が発生しないのは行政の怠慢と言えることがある。整備を行ってもらえば、返納のとこにばらしなく、財政負担緩和につながる。○定期的の児童扶養手当受給者の開き取り、年金関係機関への照会等により手当返還額と公的年金給付額との差額を清算することができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了する事例がある。○年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止となることへのクレームが多く寄せられている。	○公的年金制度は、老齢や障害等の保険事故が発生したことにより、稼得能力を喪失し、または減少した者が、その後の生活を維持できるように所得保険を行うことを目的としているものであり、年金の給付をする権限は、議り度でこのべきなまじめのものである。年金の給付を受ける権利は、年金の支給権である。年金の支給権は、年金の支給権を受ける権利を併存するものである。このような規定がない場合に、仮に地方法規で年金の支給権を分離する場合であっても、受給権者の生活を維持するという年金法制度における禁止されているところである。国民年金法第24条及び厚生年金保険法第41条第1項の規定により禁止されているところである。このため、受給権者の年金支給額のうち、児童扶養手当の返還額に相当する額を本人に支給せずに、児童扶養手当の実施機関に譲渡することはできない。	各府省からの第1次回答	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 補足資料	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項) 各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料		
<p>「受給権者の生活を維持するという年金法制度における基本的な趣旨が損なわれるおそれがある。」との回答をいたしましたが、今回差しした併給調整についても、重複給付による過剰給付を防ぐ仕組みであり、併給調整後の支給額は、受給権者がそれまでに受給していた額を超過することはないと定められており、超過分は削除されるることは無いと考える。</p> <p>併給調整に対する受給権者は、生活上の金銭的基盤が弱いものも多く、現状のとおり併給調整に対する受給権者は、手元の公的年金等は、消費に回り、児童扶養手当の返還を求めて手元に現金が残っていない場合がある。</p> <p>また、児童扶養手当返還の督促等は、返還対象者に強いストレスを与えるため、特に精神疾患者者にとっては、その症状を重症化させる要因にもなりかねない。年々増加する精神疾患による障害年金受給者数からも、こういった要因は絶対できないと考えており、実際には市民からも児童扶養手当返還に係る苦情又は制度改善要望を聞くことも少なくない。</p> <p>予め併給調整が可能となった場合は、このような事態は未然に防ぐことができ、返還対象者の事務的及び心理的負担も軽減されることから、返還対象者からも歓迎されるのではないかと考える。</p> <p>また、市にとっても併給調整は児童扶養手当返還に係る事務負担を軽減するほか、返還対象者からの返納の有無に問わらず国庫負担金分は必ず翌年度に清算され、不納欠損とった場合、当該国庫負担金相当分まで財政負担しなければならない現状も解消される。</p> <p>なお、マイナンバーカードを活用した日本年金機構等との年金開通情報の照合事務も検討されているが、地方公共団体が日本年金機構等に照会する仕組みとなっており、多数の児童扶養手当受給者について、公的年金等の差及受給があるか不明な状況にあって毎月恩賜調査する場合は、事実上不可能である。したがって、この場合には、公的年金の受給申請時に地方公共団体からの情報収集、日本年金機構等の側において児童扶養手当の受給状況を六合する仕組みが必要となる。</p> <p>以上を踏まえ、制度の抜本的な改正も含め、支障を解決する具体的な見直し案について検討いただきたい。</p>	有	<p>【新潟市】 受給権者の生活を保障するための年金の給付を受ける権利を保護するとしていることは理解できるが、既に支給している児童扶養手当を年金と見立てて、受給権者が差額のみ支払うべきだなどとは言及せられており、現状のとおり併給調整に対する受給権者は、生活上の金銭的基盤が弱いものも多く、現状のとおり併給調整に対する受給権者は、手元の公的年金等は、消費に回り、児童扶養手当の返還を求めて手元に現金が残っていない場合がある。</p> <p>【静岡県】 公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を支給することができないのであれば、年金支給決定、支払予定期日を自治体に連絡するなど改善を図っていただけます。児童扶養手当返還に係る受給権者及び自治体双方の負担軽減につながると思います。児童扶養手当返還に係る受給権者及び自治体双方の負担軽減につながることも、社会保障費の適正な給付に資することから再度検討をお願いしたい。</p> <p>【春日井市】 年金の給付を受ける権利が受給者の生活を保障する観点から一身専属のものと規定されている趣旨については理解するが、年金が差及された期間の生活が、児童扶養手当の給付により保障されていた点、遇及により生じる債権回収等の自治体の負担が大きい点などを考慮し、法改正を含めた制度の見直しを検討されたい。</p> <p>【箕面市】 公的年金受給者の児童扶養手当返還に係る心理的負担を軽減するとともに、適正に返還が可能な仕組みをつくり、公的年金等の差及受給があるか不明な状況にあって毎月恩賜調査する場合は、事実上不可能である。したがって、この場合には、公的年金の受給申請時に地方公共団体からの情報収集、日本年金機構等の側において児童扶養手当の受給状況を六合する仕組みが必要となる。</p> <p>【山陽小野田市】 回答内容を承認した上で検討する。遷及分に限ってのものであり、生活の維持に影響しないものと考える。現行の手法のほうが国民に多額の債務を負わせることになる。受給権の保護も担保融資や国税滞納処分の例外を認めており、適切な法整備により本件のような場合も特例としていただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>○今回の提案はあくまでも併給調整を実現する方法に関するものであること、また、併給調整後に受給する年金額が実質的に減るわけではなく、生活を富む上で十分な額は支給される」とから、受給権者の生活を維持するという年金制度における基本的な趣旨が損なわないことを考えます。児童扶養手当返還に係る受給権者及び自治体双方の負担軽減につながることも、社会保障費の適正な給付に資することから再度検討をお願いしたい。</p> <p>○提案団体から、「精神障害者の受給者が返還に強いストレスを感じていること、さらには併給期間を含めて一度に多額の遷及年金額が支払われ、かつ、手当担当部局に通知もないことから、結果的に、数百万円の返還受給者が発生し財政負担になってしまっていることなど切実な支障が寄せられている。また、多くの団体から追加共同提案があったところであります。地方の現場から強く支障の解決を求められていたと考える。</p> <p>○このように、提案団体及び受給者の双方にとって負担となっている現状を鑑み、他の責任所管の給付制度も含め、提案の趣旨に即した具体的な見直し案について早期に検討されたい。</p>	

## 厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
17	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当において転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きの規制緩和	児童扶養手当受給者が転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを住民の利便性を考慮した方法とすることで、支障事例のように資格喪失届届け出所変更前後の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がる。	児童扶養手当法第4条、 児童扶養手当法施行規則第11条 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」(厚生省児童家庭局企画課長通知 昭和48年 児正第26号)	厚生労働省	茅ヶ崎市	ひたちなか市、朝霞市、川崎市、平塚市、豊橋市、香川県、新宮町、宮崎市	○当市においても転入した時に男性と同居が発覚したということは過去の事例でもあり、その際にいるところであるが、制度で整備してもえれば話は單づくと考え。○児童扶養手当受給者が市から転出することに伴い、変更届を提出したが、その後、転入先市そのた、転出確定の状況が確認出来たら、資格喪失手続きができるようになります。○当市の立派として、当市から他市町村に転出した場合、転出先で資格喪失事由に該当するこれが確認できた場合は、当市において資格喪失を起こしている。提案には賛同ですが、児童手当と同様に転出した時点、資格喪失をする場合のみ認めたいと思います。○当市では、自らの意見を述べるが、児童扶養手当受給者が市から転出する際に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを、住民の利便性を考慮した方法として、支障事例のように資格喪失届届け出所変更前後の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がると思われる。○当市においても転出による当該事務処理は増加傾向にある。記載事例による審査基準も増加すると見込まれるが、基準を明確とすることで受給者の不利益並びに事務の効率化を図ることができると考えられる。	児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号により、母または父の配偶者に児童が養育されているとき、手当は支給されないことになっている。仮にご提案のように、一律で転出元自治体において資格喪失することとすると、法第4条第2項第4号または第6号にも該当しないにもかかわらず、当するに至ったのがどちらの自治体であるか、転出元・転出先自治体両者が協力し、事実関係を特定した上で、適切に喪失手続きをとられたい。			
52	A 権限移譲	医療・福祉	生活保護の決定及び実施に関する審査請求権に係る裁決権限を道府県から指定都市への移譲	【支障事例】 指定都市内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。また、指定都市の処理に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	【効果】 指定都市設置福祉事務所に係る審査請求を指定都市が担うことにより、県のみで対応していた審査請求の期間短縮が図られる。(熊本県の場合、審査請求の半分が指定都市であることから、事務処理時間は概ね半分に短縮されることが想定される。)また、指定都市に対する審査庁が指定都市となることにより、指定都市の受給者によって分かりにくい。	生活保護法第64条、 65条	総務省、厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本県	○指定都市が専門分野となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総数15件のうち10件が指定都市の事業)、法定期限内の裁決に当たり大きな支障となっている。○審査請求も半数以上が令政令に係るものであり、裁決権限を委譲し分散することにより、今後請求があつた場合の審査処理の加速化が図られるものと思われる。また、指定都市の市民にとって、役場所の段階が市役所本庁ではないというのはわかりにくいと思われる。なお、現状において、審査に当たっての資料の収集や明確な作成、照会に対する回答などは、審査庁と専門分野(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本庁で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。○域内の審査庁が1か所(知事)であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況である。	○現行制度においては、生活保護の決定及び実施(以下「保護の決定実施」という。)に関する処理に対する審査請求の審査庁は、都道府県知事と規定している。都道府県が実施する事務処理における権限を明確化するため、内閣官房より明確にして統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不透明感を行った被保護者の迅速な救済に繋がるものであるが、厚生労働省としては、本提案に関する実施については、都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が設けられている中核市(以下「指定都市等」という。)の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。 ○なお、総務省としては本提案について異議はないもの。 ・都道府県分 審査請求(件) 95 上記のうち、処理期間6ヶ月超(件) 23 ・中核市分 審査請求(件) 不明 上記のうち、処理期間6ヶ月超(件) 不明 ※保護の決定実施等に関する処理とそれ以外の処理に対する審査請求件数。 ※中核市については公表されていない。 (出典「平成26年度における行政不服審査法等の実行状況に関する調査結果」(平成27年12月 総務省))	
190	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加。	成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができない成年後見人の申請権は確保され、急迫した状況であっても必要な保護を受けられることが可能となる。 また、実施機関においても生活状況の把握、財産調査等の保護の決定に必要な事務を迅速かつ正確に行うことが可能となる。 民間における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限、職責を尊重するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の眞面目に反するものでない。成年後見人は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。 民間における代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限、職責を尊重するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の眞面目に反するものでない。成年後見人は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。 成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができない成年後見人の申請権は確保され、急迫した状況であっても必要な保護を受けられることが可能となる。	成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができない成年後見人の申請権は確保され、急迫した状況であっても必要な保護を受けられることが可能となる。 また、実施機関においても生活状況の把握、財産調査等の保護の決定に必要な事務を迅速かつ正確に行うことが可能となる。 民間における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限、職責を尊重するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の眞面目に反するものでない。成年後見人は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人について保護申請をすることはできない。 成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができない成年後見人の申請権は確保され、急迫した状況であっても必要な保護を受けられることが可能となる。	生活保護法第7条、生活保護法別冊問答集問9-2	法務省、厚生労働省	岐阜市	日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊田市、豊橋市、京都市、京都府、大阪府、岡山県、北九州市、碧南市、豊橋市、名古屋市、大分県	○精神障害がいたまでは知的障害がいる等により要保護状態となっている者が、成年後見人を同居し生活保護申請を行なうケースがあるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定があり、国は代理人による代理申請ははまらないと解していることから、実施機関としては当該要保護者の意思能力の範囲内で申請意思を確認し、本人からの申立てを受理している場合がある。 なお、生活保護法第81条において、被保護者が未成年者又は成年後見人である場合において、親権者及び後見人がないときは、保護の実施機関は速やかに後見人の選任を家裁に請求しなければならないと規定されており、成年後見人に対する保護の実効性を担保していることから、保護の申請を行なう場合においても成年後見人による代理申請を可とする規程が必要と考える。 更に、保護の実施機関は要保護者の資産、收入・健康状態を調査するため、報告の徴収や住居への立ち入り調査を行うことができる。 ○保護は、申請に基づいて開始することを原則である。また、その申請は本人の意思に基づくことが大原則であり、仮に要保護状態にあつたとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行なう。また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年後見制度の活用を図らう義務付けがあるならば、保護申請についても成年後見人ができるとすべきである。 成年後見制度では、認知症、知的障害、精神疾患などにより職権をもって保護を受けきる場合もあるが、急迫した状況にあることは認められない場合が多く、上記の支障は解消されない。	○生活保護制度は最後のセーフティネットとして最低限度の生活を保障するものであるが、同時に被保護者の資産や年金等の他法による給付や移動収入等あるゆるものを利用することを求める。それではなお、最低限度の生活を維持できない場合に保護を行なうものである。 ○また、被保護者には収入の一覧を申告する義務や、勤労、健康の保持増進、支出の節約等、生活の維持向上に努める義務が課せられる。 ○このように生活保護の申請は常に経済的給付を受給するのにとどまらず、本人の義務を生みならず、保護の実施機関が生活の維持、向上までの自立の助長を図ることとされている。 更に、保護の実施機関は要保護者の資産、収入・健康状態を調査するため、報告の徴収や住居への立ち入り調査を行うことができる。 ○また、被保護者には収入の一覧を申告する義務や、勤労、健康の保持増進、支出の節約等、生活の維持向上に努める義務が課せられる。 ○このように生活保護の申請は常に経済的給付を受給するのにとどまらず、本人の義務を生みならず、保護の実施機関が生活の維持、向上までの自立の助長を図ることとされている。 ○なお、生活保護法第81条については判断能力の不十分な者を支援することを求める規定であり、生活保護の申請者の規定と闇黙を有しないと考える。 ○また、現行でも要保護者本人の申請書を成年後見人が使用者として保護の実施機関に提出することや後見人が急迫状況にある要保護者に関する情報提供を行なうことは可能であり、これらに基づき、保護の実施機関の判断で保護を開始することは可能である。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
「一律で転出元自治体において資格喪失することは認めることができない」とのことだが、すべて一律に転出元自治体で資格喪失するのではなく、転出時に本人から聞き取り調査や書類等で事実婚が成り立っていると認められ、児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当していることが明らかな場合においては、転出元自治体において資格喪失届は受理できるよう改善していただきたいという趣旨であるため、再度ご検討願いたい。なお、転出先において児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当した場合においても、支給対象を行ってない転出元自治体が喪失届を受理し処理することは不合理であると考えられるが、国の見解を伺いたい。	一	【朝霞市】 転出元と転出先の自治体間の両者が喪失の確認を漏れなく行うことができ、転出元の自治体が台帳整理や管理を適正かつ円滑に図れるように制度の見直しを行い、新たな事務処理及び運用方法を構築されたい。	一	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		
検討を進め、早期の実現に努めていただきたい。 また、本提案は、指導監査権限を有する指定都市への権限移譲に関するものであるが、厚生労働省は中核市への移譲も併せて検討することである。中核市への権限移譲については、厚生労働省において検討点整理の上、検討を進めいただきたい。 なお、「一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が生まれ、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立てを行った被申請者の迅速な救済に繋がるとの観点から規定した」とある。平成26年4月1日から平成29年7月1日までの熊本県への審査請求62件中、半数以上の35件が熊本市（指定都市）分であり、権限移譲が実現されれば、指定都市での一定程度の件数の審査により知見の蓄積が行われると考える。	一	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 今後、指定都市及び中核市への意見及び相互の調整状況を踏まえ検討していくこととなるが、提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監査を実施しており、審査請求の裁決を行う体制も整備されていると考えていることから、指定都市への権限移譲を求めているところであるため、地方側の調整の結果として、指定都市のみ先行して移譲するという選択肢についても、考慮していただきたい。 ○ 提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監査を実施していることを踏まえ、再審査請求先を国とすることを想定していることから、今後の検討に当たっては、その点も考慮していただきたい。	
申請の一身事属性から、本人に義務が生じため後見人の申請が認められないとの説明は、現行制度における本人申請以外の方法による保護（生計同一でない本人以外の申請による保護、急迫時の職権保護）にも該当するため、提案の回答になっていない。なお、法が本人以外の申請を規定したのは、意思能力のない者が少くないことから、申請を本人のみの権利とすれば法の目的が達成されないためであり、当該申請により、はじめて申請できない者の申請権は確保される。 また、申請により国が生存権を保障するという申請保護の原則からすれば、本人申請できなくとも本人以外の申請が可能なら、当該原則の例外である職権保護に優先して行うべきであり、そのため、職権保護で結果的に保護が可能であることは代替案となり得ず。提案で議論すべきは、後見人が本人以外の申請者となる場合である。 後見人は、被後見人の財産管理に関する全ての法律行為に代理権があるのは回答のとおりだが、それのみならず、法律上その事務を行つ際は被後見人の意思を尊重するべきである。その上で、生活保護を受給することは単に財産に関する法律行為とは言い切れないとしても、制度の趣旨・目的からすれば、実質的には経済的給付による生活保障が生じると考えられるため、必ずしも一身事属性の事項には当たらず。成年後見人についても、その権限・職権を尊重し、扶養義務者や同居の親族の申請を認めていることと同様に、代理申請を可とするのではないか。 一方で、成年後見による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の求めの制度のように、職権保護の端緒とするため成年後見人による「求め」の法定化は可能ではないか。	有	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 判断能力が欠けている成年被後見人が、資産がない場合などを要保護の状態にある場合については、一般的に「允認した事由のある場合」にあたり、職権保護が可能ということであれば、地方公共団体において判断に迷うことがないよう、改めて職権保護に関する考え方を整理し、通知するようお願いいたします。 ○ 生活保護制度は申請保護の原則に立っていることを踏まえれば、意思表示ができない要保護者であっても、ただちに職権保護を適用するのではなく、できるだけ適切に申請手続きができるよう、成年後見人による代理申請を認めることができないか、検討すべきではないか。 ○ 成年後見人は財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有するものであり、調査、割引の対象など特別の関係が生ずるものであっても、そのことのみをもって代理権の範囲に入る余地がないということではないのではないか。 その上で、生活保護を受給することは単に財産に関する法律行為とは言い切れないとしても、制度の趣旨・目的からすれば、実質的には経済的給付による生活保障が生じると考えられるため、必ずしも一身事属性の事項には当たらず。成年後見人についても、その権限・職権を尊重し、扶養義務者や同居の親族の申請を認めていることと同様に、代理申請を可とするのではないか。 一方で、成年後見による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の求めの制度のように、職権保護の端緒とするため成年後見人による「求め」の法定化は可能ではないか。	

## 厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野								団体名	支障事例	
306	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	入国情後間もなく生活保護の申請を行った外国人への支給手続きにおける収集可能情報の充実	入国情後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関する、当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が行うべきであることを義務付ける制度を求める。	○地方公共団体が行う外国人への生活保護の手続きにおいて、入国情後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関する、当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が行うべきであることを義務付ける制度を求める。	外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて(平成23年8月17日 社援保発0817第1号)	法務省、厚生労働省	千葉市	長野県、多治見市、島本市、豊田市、京都市	-	当局が保有する個人情報の提供を求める照会については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条に基づき個別に提供の可否を判断しているところ、貴市からの要望については、同法第8条第2項第3号を根拠として、照会に対し、既に適切に対応できていると考えている。	
291	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長	生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との割わりに不安がある」他の人のコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労困難な人であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上を超えない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるが、就労準備支援事業のプログラムによるグループワークや実習体験等を利用することで、該当する者に準ずる者として創造府県等が当該事業による就労支援が必要と認める者であることを加えることで、利用期間の延長ができる場合を認めてほしい。	利用期間の延長を認めることによって、利用者にとって最も効果的な支援を選択することができ、生活困窮状態からより抜け出しやすくなる。	生活困窮者自立支援法施行規則第5条	厚生労働省	船橋市	北海道旭川市、ひたちなか市、千葉県、柏市、八王子市、名古屋市、京都府、京都市、大阪府、鳥取県、広島市、福岡市、鹿児島県、沖縄県	○本市も同様の事例があり、昨年度の生活困窮者自立支援制度ブロック会議等でも直面接厚生労働省に改善すべき旨要している。 ○生活困窮者就労準備支援について、対象者の支援期間は検証中の状況で、船橋市の提案により、支援を必要とする対象者は「社会との割わりに不安がある」「他の人のコミュニケーションがうまく取れない等で、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるが、就労準備支援事業の利用期間については、より効果的・効率的に事業を実施する観点から、原則として一定の期間を定めて実施すべきであるとの考え方により、本人の状態像に応じて、日常生活自立・社会自立段階から支援を行う場合の期間として、1年という期間を設けて、同法施行規則第5条において規定しているところである。 ○本件のご要望のよう、例えば長期にわたってひまわりの状態が続いている者など、利用対象者の状態像によっては、現行の1年間という利用期間では足りないというご意見も頂いているが、現在、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた社会保障審議会を開催しており、就労準備支援事業の効果的・効率的な運用のあり方についても、議論の中で検討したいと考えている。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解	見解	補足資料	補足資料	補足資料
「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第6条第2項第3号は、情報提供で きる業務を「法令の定める事務又は業務」としているが、外国人に対する生活保護の措置 は、昭和29年5月8日当時の厚生省社会局長が発出した、「外国人は法の適用対象とならな いが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施 の取扱いに準じて保護を行うよう万全を期すこと」という趣旨の通知に基づき保護を行つ ているため、「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため、「同法を根拠として適 切に対応できている」との回答は、矛盾している。  また、地方公共団体が、当通知に基づき保護を行ふにあたる「万全を期す」ためには、支 障事例に記載したとおり、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した 資料を用意できない、あるいは提出があるてもその提出資料が不十分と考えられる場合な どに、提出された資料に誤りなどがないかを確認する必要がある。しかし、現行制度下では、 必要な資料を確實に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が 生じていることから、本提案に至ったものであり、厚生労働省には、自らの通知に基づき 地方公共団体が行う措置にあたり支障となる事例に対しては、積極的に策を講じるべきで あると考える。  なお、生活保護法第29条第2項では、特定の情報について官公署等に回答義務を課している が、外国人に対する生活保護が、上記のとおり生活保護法による措置でないことから、本 提案においては、生活保護法第29条第2項の改正ではない形の措置を求めている。	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討 されたい。		
生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて開催されている社会保障審議会にて、就労準備 支援事業の利用期間延長について引き続き前向きにご検討いただけます。	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

## 厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
18 日 地方に対する規制緩和	その他	国民健康保険事業における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入する各種申請等に記載にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービスの向上	窓口事務の簡素化による事務負担の軽減。申請書等記載にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービスの向上	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省 今治市	いわき市、常総市、ひたちなか市、日高市、文京区、横浜市、厚木市、小松市、北九州市、伊丹市、豊田市、京都府、大阪市、高槻市、出雲市、光市、山陽小野田市、徳島市、宇和島市、西予市、東温市、飯塚市、田川市、五島市、唐津市、鹿児島市	○被保険者証及び高齢受給者証の再交付申請書に個人番号の記入欄があるが、再交付に当たっては、他団体との情報連携は不要であるため、個人番号を記入する必要はない。 ○また、国保加入時に届書へ個人番号を届出人(原則は世帯主)が記入しているため、加入時以降も個人番号を記入する必要はない。 ○本市では、資格取得後の被保険者における資格・試験・給付・収納について、被保険者証番号と個人識別番号をキーとして統一的な電算システムで管理を行っている。資格取得時にマイナンバーを取得した後は、申請時に本人確認を行ったことにより、なりしまじかる不正受給等を防ぐことは可能と考える。 ○現行は申請書へのマイナンバー記載について、窓口での説明や補記に時間がかかり、結果として窓口事務が複雑化に結び付いていた。 ○また、マイナンバー記載等申請書については通常の申請書よりも保存に厳格な管理が求められるが、それを理由に個人番号を記入するものも認められていない。そのため、それを理由に個人番号を記入するものも存在する。 ○一方で、個人情報を保護するため、住民基本台帳システムの画面からマイナンバーの記入欄を削除するよう求めることで、マイナンバーの利活用が見込まれる。 ○公平な負担と給付の実現および手続きの簡素化等のためマイナンバーの利活用は有効なものであるが、対象となる業務は国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など経験的な手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。 ○結果としてマイナンバー導入の目的である「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を損なっている。 ○また記入済み申請書の保存にも十分な管理体制が求められるため、必要な空間や設備の確保に苦慮している。	○指摘のあった被保険者証の再交付の手続きについては、次の2つの目的により、申請書にマイナンバーの記載を求めている。 ○汚損、滅失により記号番号の記載が困難な場合にマイナンバーの提供により被保険者を一意に特定して資格情報を呼び出しして確認することが可能であることから、手続きがスムーズに行えること。 ○被保険者からマイナンバーを取得することで、マイナンバー一括取得の対象者を少なくすること。 ○しかししながら、被保険者とマイナンバーを紐づけるための一括取得が既に終了し、また、被保険者証の取得時にマイナンバーを提出せていることを踏まえど、②の目的については、一定の役割を果たしたものと思われる。 ○そこで、マイナンバー法との関係において、どの申請書からマイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが可能かについて、改めて基準を整理する。 ○その上で、現在国民健康保険法施行規則でマイナンバーの記載を求めている24種類の手続きについて、上記基準に当てはめ、マイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが適切か否かを検討する。	○指摘のあった被保険者証の再交付の手続きについては、次の2つの目的により、申請書にマイナンバーの記載を求めている。 ○汚損、滅失により記号番号の記載が困難な場合にマイナンバーの提供により被保険者を一意に特定して資格情報を呼び出しして確認することが可能であることから、手続きがスムーズに行えること。 ○被保険者からマイナンバーを取得することで、マイナンバー一括取得の対象者を少なくすること。 ○しかししながら、被保険者とマイナンバーを紐づけるための一括取得が既に終了し、また、被保険者証の取得時にマイナンバーを提出せていることを踏まえど、②の目的については、一定の役割を果たしたものと思われる。 ○そこで、マイナンバー法との関係において、どの申請書からマイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが可能かについて、改めて基準を整理する。 ○その上で、現在国民健康保険法施行規則でマイナンバーの記載を求めている24種類の手続きについて、上記基準に当てはめ、マイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが適切か否かを検討する。			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
申請者及び窓口業務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーの記載を選択的記載事項とし、マイナンバーを記載した場合は他の記載事項を一部省略できるようにするなど、可能な限りマイナンバーの記載が必要な届書及び申請書を減らせるよう見直しをお願いしたい。	一	【豊田市】 マイナンバー法との関係において、どの申請書からマイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが可能かについて、改めて基準を整理するとのことから、その検討結果を待ちたい。	一	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

## 厚生労働省 再検討要請

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案の実現による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等))	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								支障事例	各府省からの第1次回答
19	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等にかかる事務の利用等にかかる事務において、情報連携が必要な事務について別表第2号に記載されている事務を処理するため情報連携できる特定個人情報は、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票に関する情報等についても、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。	・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及び蔓延の防止につながる。	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市	矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、同塙町、同塙町、波佐見町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、大川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、佐賀県、基山町、上峰町、みやかき町、安海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、玉東町、南園町、和水町、湯町、南阿蘇村、氷川町、津奈木町、銀町、大分県、嬉野町、日出町、久重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高原町、国富町、新富町、西原町、木城町、川南町、諸塙村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さとうまち町、長島町、湯水町、茅野町、良町、鍋江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、德之島町、大城乡、和仙町、和泊町、知名町、与國町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、達名喜村、伊平屋村、九州地方知事会	○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除してあるが、現在は生活保護を受給されている方等に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。 なお、昨年度は、当町においては101人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。 ○当市では経済的理由により費用負担ができる者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管課への照会や被接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めることが対応しているが、本件について規制緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定めた命令第13条第2号で規定されている)「予防接種を受けた者若しくは当該の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。当町では、予防接種法第28条ただし書きに基づく実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該の保護者の税情報が反映されない。条例の引合由因のため、市町村民税の費用を負担することができる者を対象にする。他の法律に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属する者の」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事務についても同様の措置を望むものである。 ○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に財会の同意を得てから確認しているので、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。 ○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象となるため、特定個人情報の利用が可能となることになることにより、利便性の向上に寄与すると考える。 ○生活保護受給証明書の提出は求めていながら、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となつてゐる。	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において、生活保護関係情報及び中國残留邦人等支援給付等関係情報との情報連携を可能とするにについては、別の行政分野では当該情報が情報連携の対象となっていることを踏まえ、これらの情報との連携が事務処理に与える影響を確認しつつ、関係部局、関係省庁が連携の上、法改正の必要性等を検討する。	

## 別添1

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ ついては、        ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。        ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。</p>	

別添1

厚生労働省 再検討要請

## 別添1

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及び蔓延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けすことなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。</p>	

## 別添1

## 厚生労働省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
53	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4・未熟児養育費等の国庫負担について(平成26年3月26日厚生労働省発電第0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各县の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、常陸市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高崎市、伊丹市、徳島市、北九州大牟田市、雲仙市、熊本市、延岡市	○当団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 ○当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準を所得税額から市町村民税所得割することについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいりたい。
54	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第21条の4・未熟児養育費等の国庫負担について(平成26年3月26日厚生労働省発電第0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のために提案に同意する。	養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準を所得税額から市町村民税所得割することについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいりたい。
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設設置費及び障害児入所施設費)	(1)児童福祉法による児童入所施設設置費及び障害児入所施設費の対象となる費用の徴収基準額の認定における所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報報を情報照会できるように以下の方針を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で的情報連携の方針について検討を行う。 ②必要な特定個人情報を入手が可能となるよう、番号別表第2号各省令第117条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設設置費及び障害児入所施設費の対象となる費用の徴収基準額の認定における所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2号の各務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条・地方税法(昭和25年法律第164号)第22条・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条・厚生労働省による児童入所施設設置費等の国庫負担金について(平成11年4月30日厚生労働省第86号厚生事務次官通知)・障害児入所給付費等の国庫負担金及び障害児入所医療費等の国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	-	(1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税賦課区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 (2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十二条の六によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定における所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報報を情報照会できるように以下の方針を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で的情報連携の方針について検討を行う。 ②必要な特定個人情報を入手が可能となるよう、番号別表第2号各省令第117条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十二条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定における所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2号の各務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条・地方税法(昭和25年法律第164号)第22条・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条・やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各县の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、筑父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。 (2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料						
母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答においては、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・厚生労働省において、母子保健法による養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、母子保健法による養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。				
児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答においては、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・厚生労働省において、児童福祉法による療育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、児童福祉法による療育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。				
児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されないとの検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に民間検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ、被成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないかとの指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは非一派に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。				
児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていただきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されないとの検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に民間検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ、被成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないかとの指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは非一派に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。				